

様式第 1 号（第 7 条関係）

事業計画書

1 事業者に関する事項

発 電 事 業 者	住 所	東京都東村山市秋津町 4-24-33	
	氏 名	株式会社 丸進工営 代表取締役 新井 貴 連絡先 048-481-3640	
設 計 者	住 所	埼玉県新座市菅沢 1-10-18	
	氏 名	株式会社 丸進工営 新井 拓 連絡先 048-481-4016	
工 事 事 業 者	住 所	埼玉県新座市菅沢 1-10-18	
	氏 名	株式会社 丸進工営 連絡先 048-481-4016	
維持管理業者	住 所	埼玉県新座市菅沢 1-10-18	
	氏 名	株式会社 丸進工営 連絡先 048-481-4016	

2 太陽光発電事業に関する事項

事 業 区 域 の 住 所	東松山市大字大谷字前原 1734 番 1、1734 番 2、1733 番、1729 番 2		
事 業 区 域 の 面 積	7,090 m ²		
土 地 の 所 有 者	☒ 発電事業者 ☐ その他（ ）		
管 理 棟 の 有 無	有（床面積 m ² ） ・ 無		
伐 採 面 積	0 m ²		
伐 採 届 出	令和 4 年 6 月 30 日付 届出済		
除 根	有 ・ 無		
伐 採 木 竹	場外搬出处分： m ² ・ その		
処 分 方 法	他（ ）		
切土量：	0 m ³	盛土量：	0 m ³
埋土量：	m ³		
残土処理量(搬入)：	0 m ³		
(搬出)：	0 m ³		
法面整形の面積	切土法面：	0 m ²	盛土法面：
			0 m ²
空地の緑化方法：	で		0 m ³
法面の緑化方法：	で		0 m ³

3 太陽光発電設備に関する事項

発 電 出 力	249.9 kW	
太 陽 電 池 の 合 計 出 力	513.36 kW	
太 陽 光 モ ジ ュ ー ル の 面 積	2,179 m ²	
基 礎 構 造	コ ン ク リ ー ト 基 礎	m ² ・本
	直 接 基 礎	m ² ・本
	そ の 他	グラントスクリュウ杭 0.004536 m ² ・316 本
パ ワ ー コ ン デ ィ シ ョ ナ ー の 出 力 及 び 設 置 台 数	125 kW	1 台
	124.9 kW	1 台

4 維持管理計画（事業廃止時に関する事項を含む）

太陽光発電事業実施期間	20年間
維持管理頻度	法令点検：1回/年（11月頃）、定期検査：4回/年（11月、 2月、5月、8月頃）、草刈り2～3回/年（5月、7月、9月頃）
維持管理内容	電気主任技術者による検査、草刈り等
実施期間満了後の予定	太陽光発電事業継続
事業実施期間における事業譲渡の予定	無し

5 安全対策に関する事項

防 犯 灯	0 基
防 護 柵 （ 高 さ ）	1.5 m
消 防 施 設	消火器 1 台
集 排 水 路	（使用資材・延長） 一定区画毎に貯留・浸透エリアで処理
調 整 池	（構造・貯留量） 無し

浸透施設	(構造・貯留量) 貯留・浸透エリアを 4 箇所			
接道状況	国道	に	m	接道
東側	県道	に	m	接道
西側	市道	2206 に	約 86.1 m	接道
南側	農道	に	m	接道
北側	その他道路	に	m	接道
その他				

6 財政計画

撤去費用等に関する費用積立に関する計画	有
再エネ特措法に基づく積立の有無	有 ・ 無
再エネ特措法に基づかない積立の有無	有 ・ 無
積立費用	積立期間：10年間 毎年の積立額の予定金額： 31.8 万円 最終的な積立予定額： 318 万円
火災保険等の加入予定	有 ・ 無

7 緊急連絡票：緊急連絡先（株式会社丸進工営）-048-481-4016、048-481-3640

8 関係法令の届出及び認可の状況

①東松山市農政課（森林法）、②埼玉県東松山環境管理事務所（土壤汚染対策法、埼玉県生活環境保全条例）、③川越建設安全センター（建設リサイクル法）、④埼玉県環境部みどり自然課野生生物担当（鳥獣保護管理法等）、⑤埼玉県環境科学国際センター生物多様性保全担当（オオタカ等保護指針等）、⑥東松山市教育委員会社会教育課埋蔵文化センター（文化財保護法等）、⑦東松山市都市整備部住宅建築課（国土利用計画法）、⑧寄居林業事務所（森林法）、上記項目、全て届出、許可、確認、受領済。

1.位置図



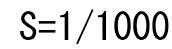
位置図
1/5000

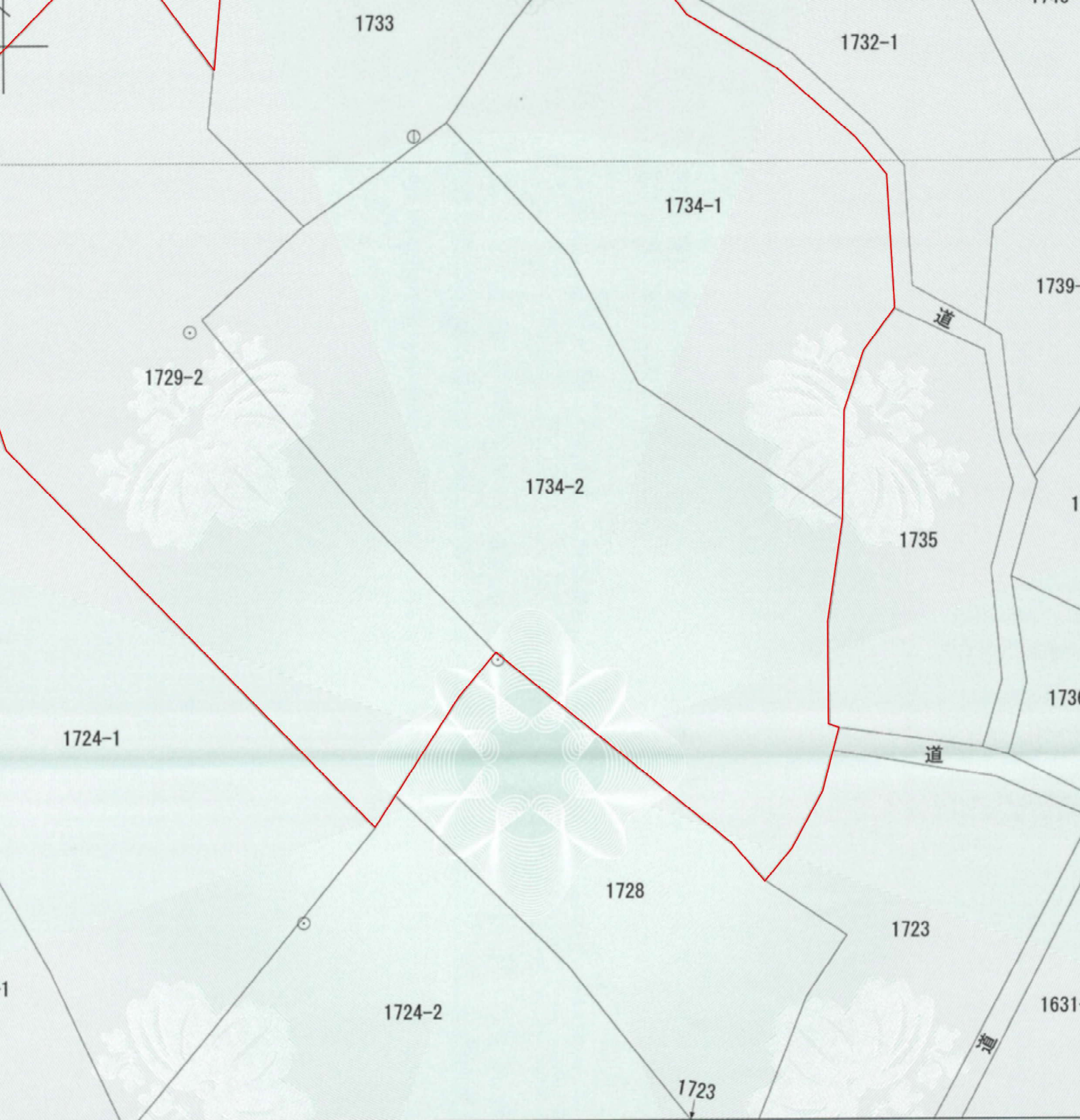
200m



S=1/1000

50m





(座標値種別：図上測定)

この図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられた図面です。土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。
国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出

大字大谷

主 東松山市大字大谷字前原					地 番 1734番2	
精 度 区 分	乙二	座標系 番号又は 記号	IX	分類	地図に準ずる図面	種類 地籍図
8年3月			備 付 年月日	補 記 事項		



(座標値種別：図上測定)

図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付け図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。
土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出

大字大谷

東松山市大字大谷字前原					地番	1733番			
精度分	乙二	座標系番号又は記号	Ⅸ	分類	地図に準ずる図面			種類	地籍図
			備付				補記		

3.土地の登記全部事項証明書の写し

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成17年2月23日	不動産番号	0304000387385
地図番号	K12-4 22-2	筆界特定	余白		
所 在	東松山市大字大谷字前原				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1729番2	山林	1791		余白	
余白	余白	2195		③錯誤 国土調査による成果 〔昭和50年9月19日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成17年2月23日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	昭和39年9月11日 第7251号	 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成17年2月23日
2	所有権移転	平成20年12月15日 第18839号	原因 平成19年6月11日相続
3	所有権移転	令和4年4月6日 第3793号	原因 令和4年4月6日売買 所有者 東京都東村山市秋津町四丁目24番地 33 有 限 会 社 丸 進 工 営



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(さいたま地方法務局東松山支局管轄)

令和8年6月16日

さいたま地方法務局志木出張所

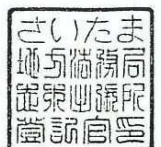
登記官

渡 邊 充

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K31288-(1/4)



1/1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成17年2月23日	不動産番号	0304000387395
地図番号	K12-4 22-2	筆界特定	余白		
所 在	東松山市大字大谷字前原			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1733番	山林	1140		余白	
余白	余白	1168		③錯誤 国土調査による成果 〔昭和50年9月19日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成17年2月23日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成11年2月17日 第2119号	原因 平成10年2月20日相続 [redacted] 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成17年2月23日
2	所有権移転	平成19年10月2日 第14769号	原因 平成18年6月2日相続 [redacted]
3	所有権移転	令和4年3月28日 第3307号	原因 令和4年3月28日売買 所有者 東京都東村山市秋津町四丁目24番地 33 有 限 会 社 丸 進 工 営



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(さいたま地方法務局東松山支局管轄)

令和8年6月16日

さいたま地方法務局志木出張所

登記官

渡 邊 充

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K31288 (2 / 4)

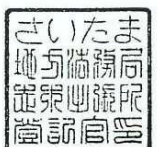


表 題 部 (土地の表示)		調製	平成17年2月23日	不動産番号	0304000387396
地図番号	K12-4 22-2	筆界特定	余白		
所 在	東松山市大字大谷字前原			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1734番	山林	3120		余白	
1734番1	余白	1438		①③1734番1、1734番2に分筆 ③錯誤 国土調査による成果 〔昭和50年9月19日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成17年2月23日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	昭和39年9月11日 第7251号	 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成17年2月23日
2	所有権移転	平成20年12月15日 第18839号	原因 平成19年6月11日相続
3	所有権移転	令和4年4月6日 第3793号	原因 令和4年4月6日売買 所有者 東京都東村山市秋津町四丁目24番地 33 有 限 会 社 丸 進 工 営



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(さいたま地方法務局東松山支局管轄)

令和8年6月16日

さいたま地方法務局志木出張所

登記官

渡 邊 充

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K31288 (3 / 4)

1 / 1

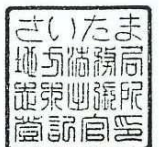


表 題 部 (土地の表示)		調製	平成17年2月23日	不動産番号	0304000387397
地図番号	K12-4 22-2	筆界特定	余白		
所 在	東松山市大字大谷字前原				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1734番2	山林	2289		1734番から分筆 国土調査による成果 〔昭和50年9月19日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成17年2月23日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	昭和39年9月11日 第7251号	所有者 東松山市大字大谷2453番地 [REDACTED]
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成17年2月23日
2	所有権移転	平成20年12月15日 第18839号	原因 平成19年6月11日相続 [REDACTED]
3	所有権移転	令和4年4月6日 第3793号	原因 令和4年4月6日売買 所有者 東京都東村山市秋津町四丁目24番地 33 有 限 会 社 丸 進 工 営



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(さいたま地方法務局東松山支局管轄)

令和8年6月16日

さいたま地方法務局志木出張所

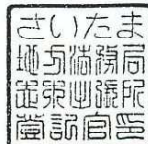
登記官

渡 邊 充

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K31288-(4/4)

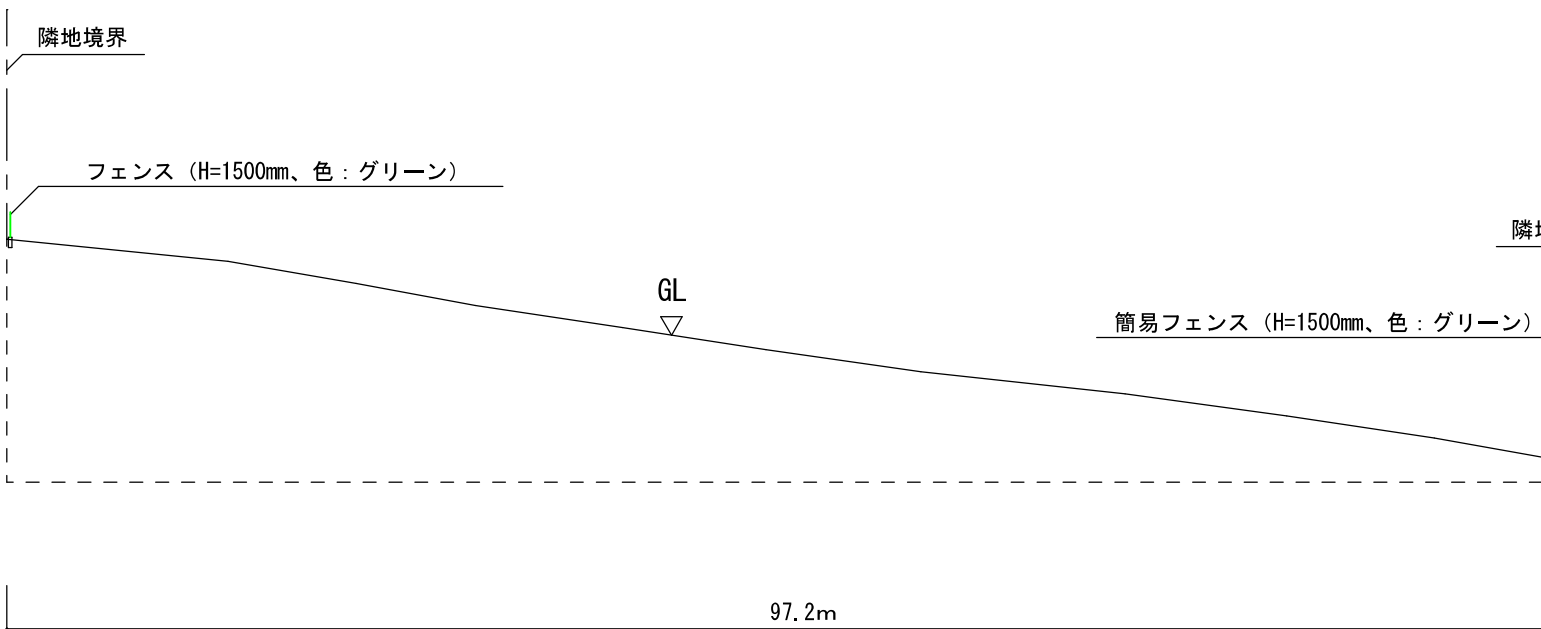


1/1

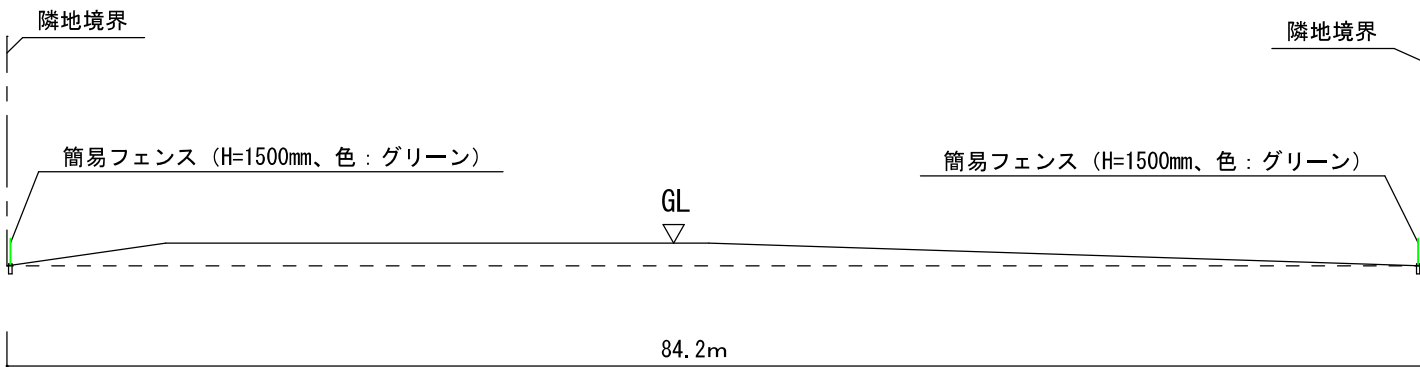
5.現況平面図及び現況縦横断面図



A



B



6.現況写真



No.1



No.2



No.3



No.4



No.5



No.6



No.7



No.8



No.9



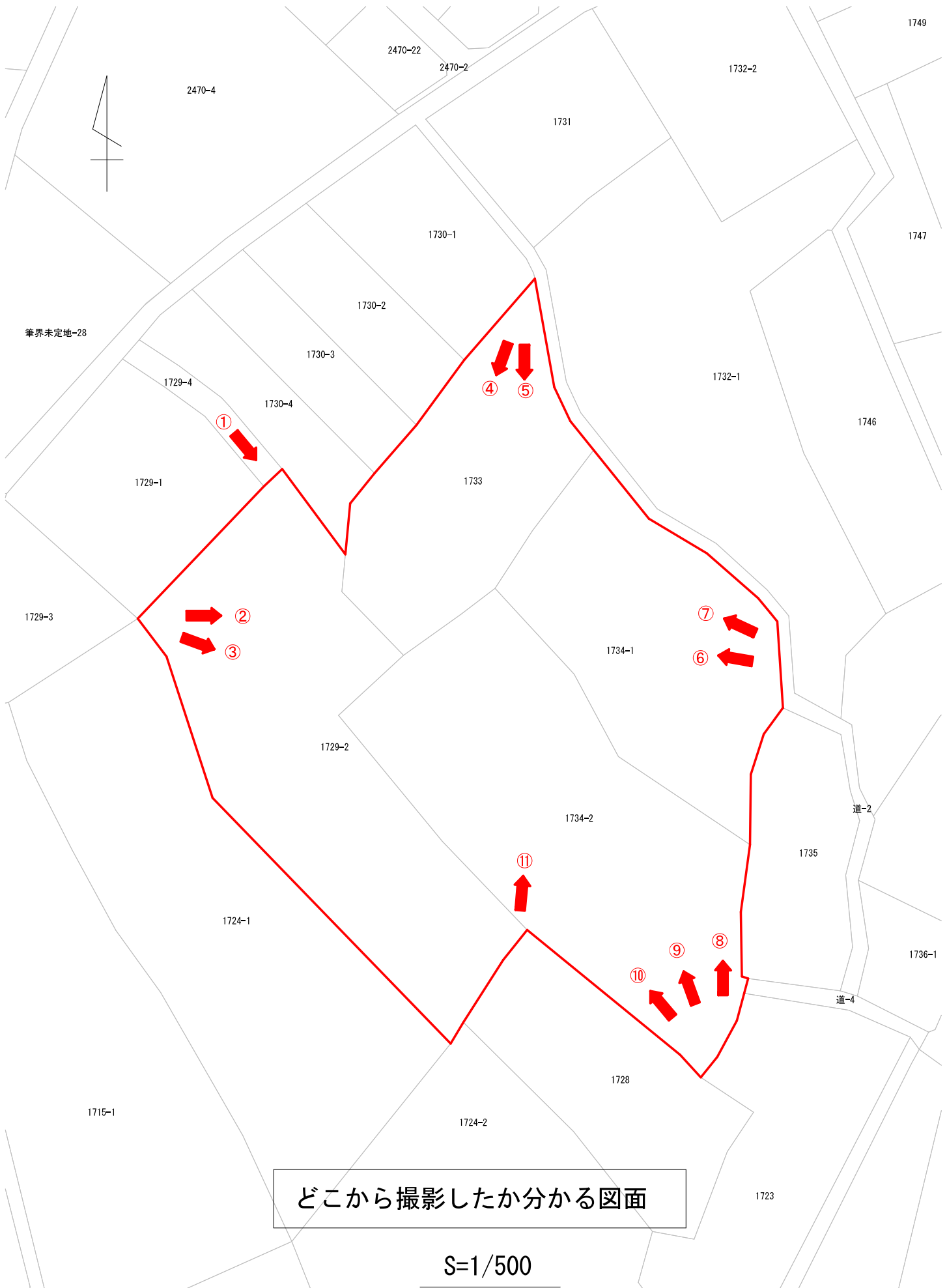
No.10



No.11

余白

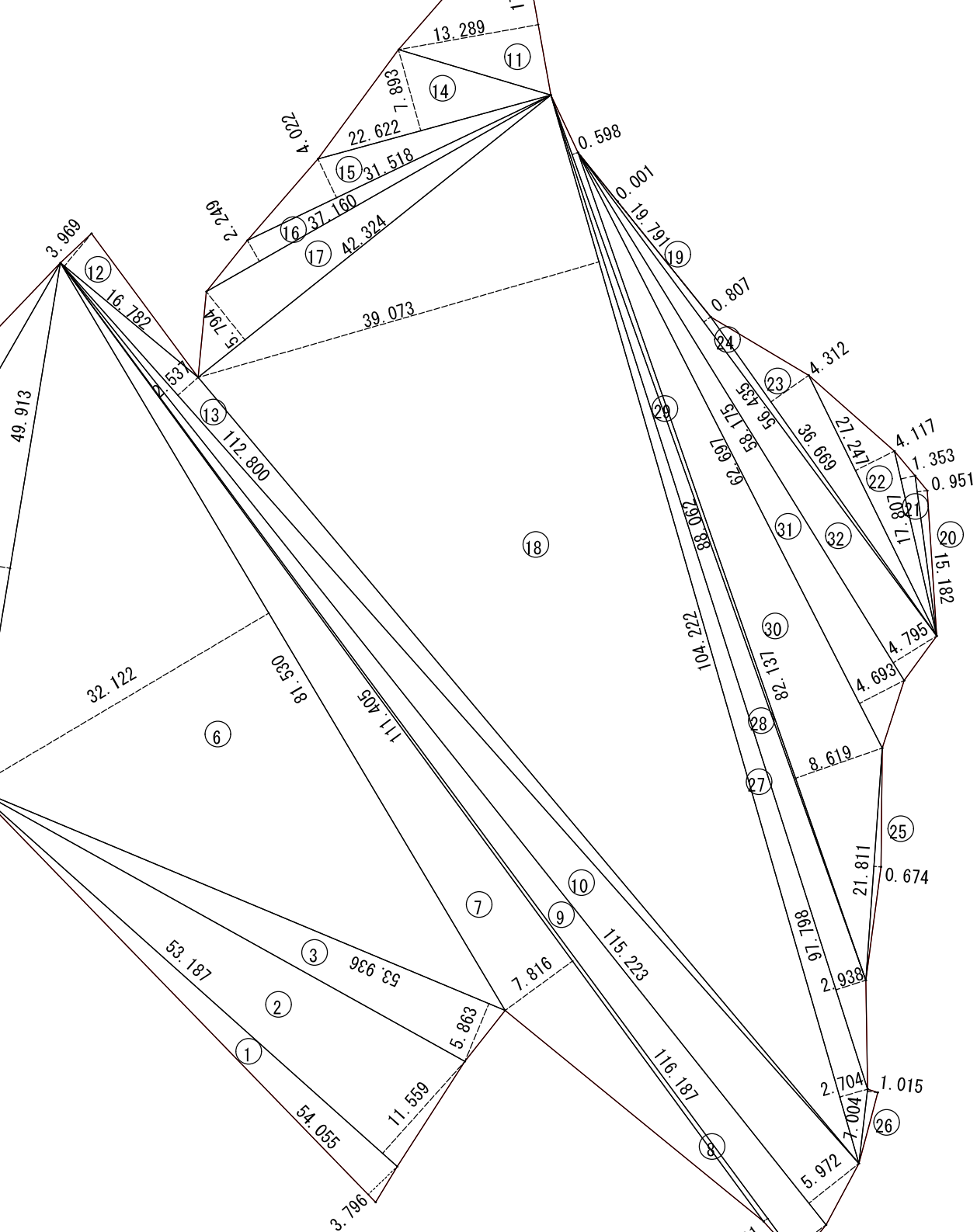
No.12



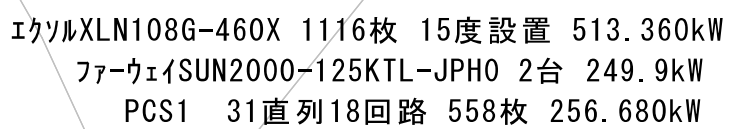
どこから撮影したか分かる図面

S=1/500

7.求積図

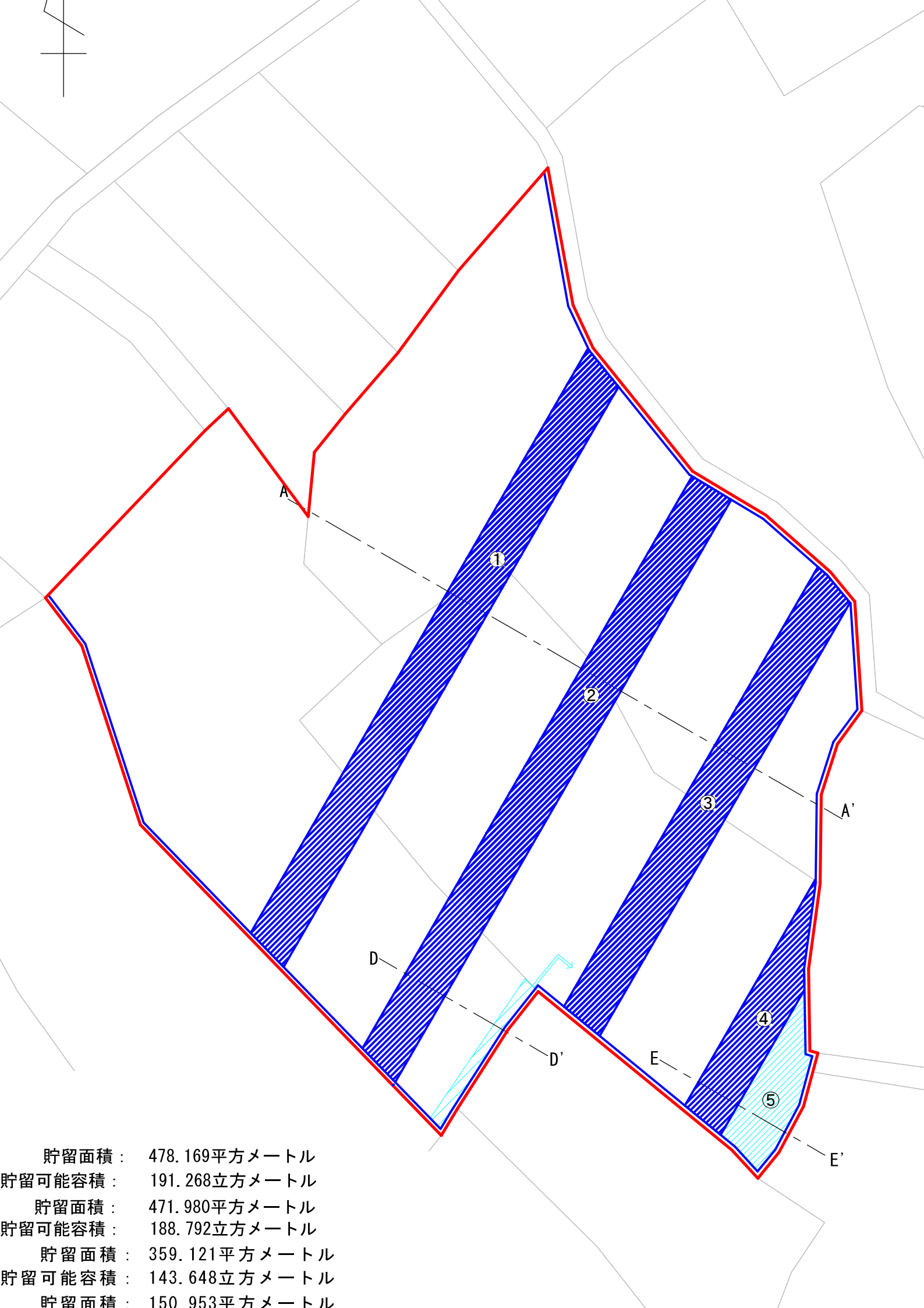


敷地面積求積表			
番号	底辺 (m)	高さ (m)	倍面積 (m ²)
①	54.055	3.796	205.192
②	53.187	11.559	614.788
③	53.936	5.863	316.226
④	30.982	6.913	214.178
⑤	49.913	10.837	540.907
⑥	81.530	32.122	2,618.90
⑦	111.405	7.816	870.741
⑧	116.187	0.501	58.209
⑨	116.187	4.048	470.324
⑩	115.223	5.972	688.111
⑪	17.399	13.289	231.215
⑫	16.782	3.969	66.607
⑬	112.800	2.537	286.173
⑭	22.622	7.893	178.555
⑮	31.518	4.022	126.765
⑯	37.160	2.249	83.572
⑰	42.324	5.794	245.225
⑱	104.222	39.073	4,072.26
⑲	19.791	0.001	0.0197
⑳	15.182	0.951	14.438
㉑	17.807	1.353	24.092
㉒	27.247	4.117	112.175
㉓	36.669	4.312	158.116
㉔	56.435	0.807	45.543
㉕	21.811	0.674	14.700
㉖	7.004	1.015	7.109
㉗	104.222	2.704	281.816
㉘	97.798	2.938	287.330
㉙	88.062	0.598	52.661
㉚	82.137	8.619	707.938
㉛	62.697	4.693	294.237
㉜	58.175	4.795	278.949
合計 (S)			14,167.09
面積 (S/2)			7,083.54

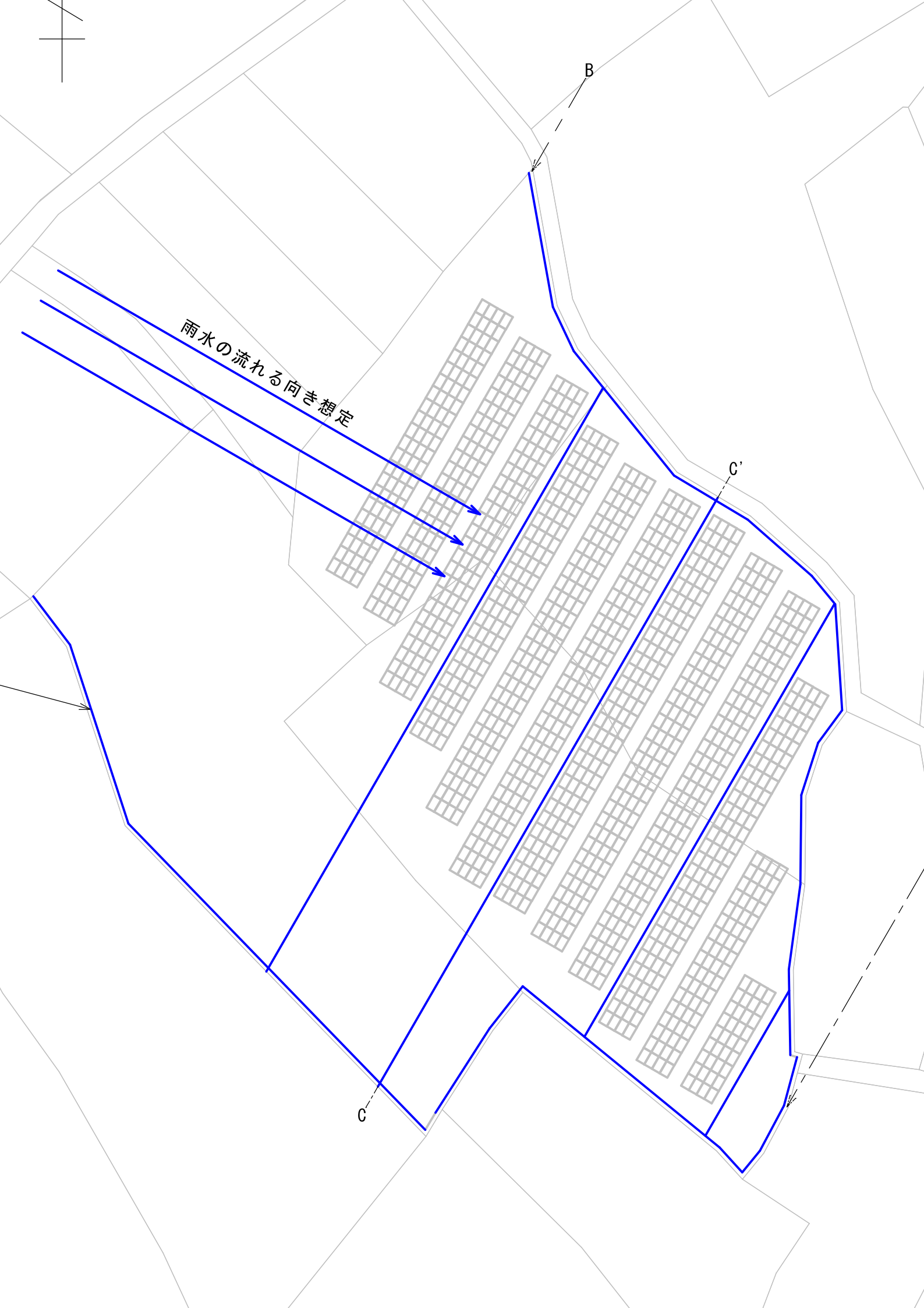


エクソXLN108G-460X 1116枚 15度設置 513.360kW
 ファーウェイSUN2000-125KTL-JPH0 2台 249.9kW
 PCS1 31直列18回路 558枚 256.680kW

9.雨水排水処理計画図



貯留面積： 478.169平方メートル
貯留可能容積： 191.268立方メートル
貯留面積： 471.980平方メートル
貯留可能容積： 188.792立方メートル
貯留面積： 359.121平方メートル
貯留可能容積： 143.648立方メートル
貯留面積： 150.953平方メートル



雨水貯留断面

止水壁

フェンス (H=1.5m、緑)

A'

73.928m

フェンス

東側B-B' 止水壁立面図

境界

フェンス (H=1.5m、緑)

86.133m

隣地境界

C-C' 止水壁立面図

隣地境界

フェンス (H=1.5m、緑)

フェンス (H=1.5m、緑)

コンクリート厚板 910mm × 298mm × 60mm 4段

H型 鋼

図

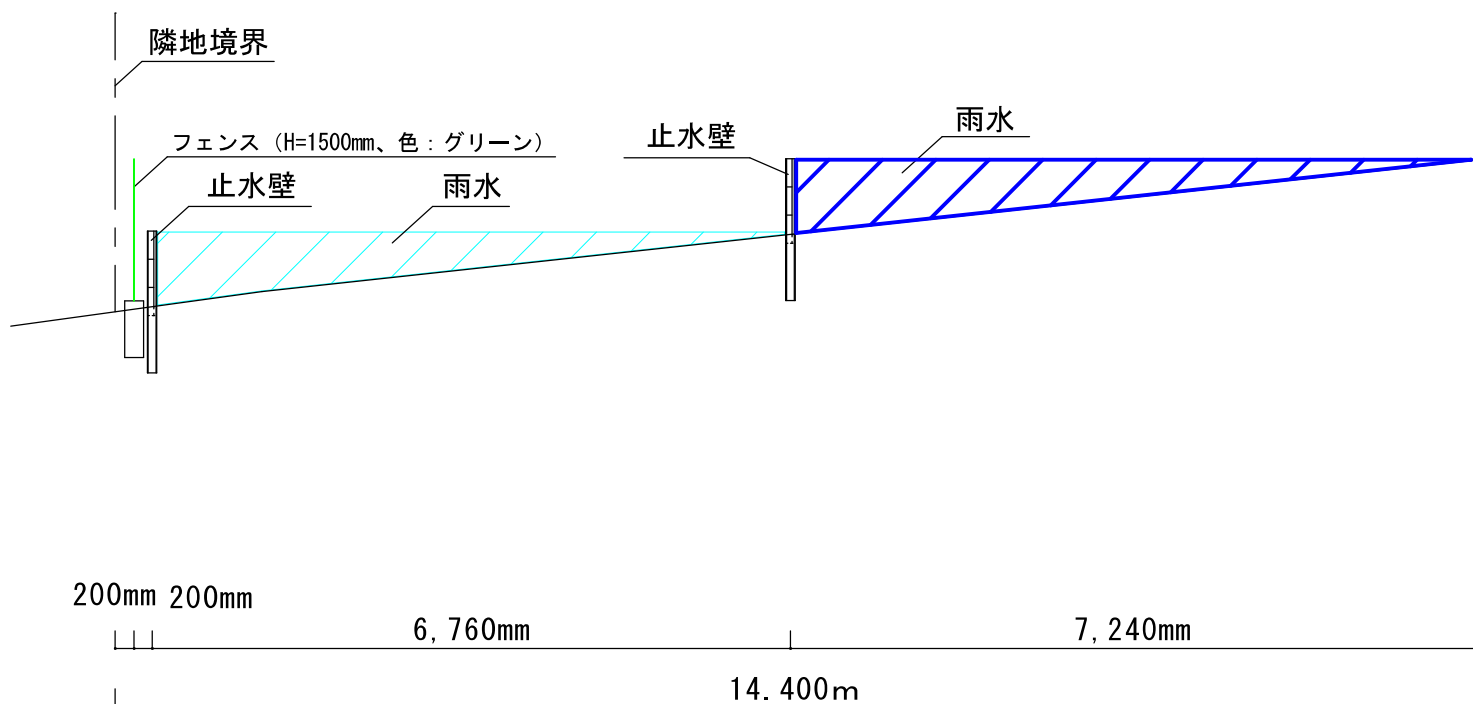
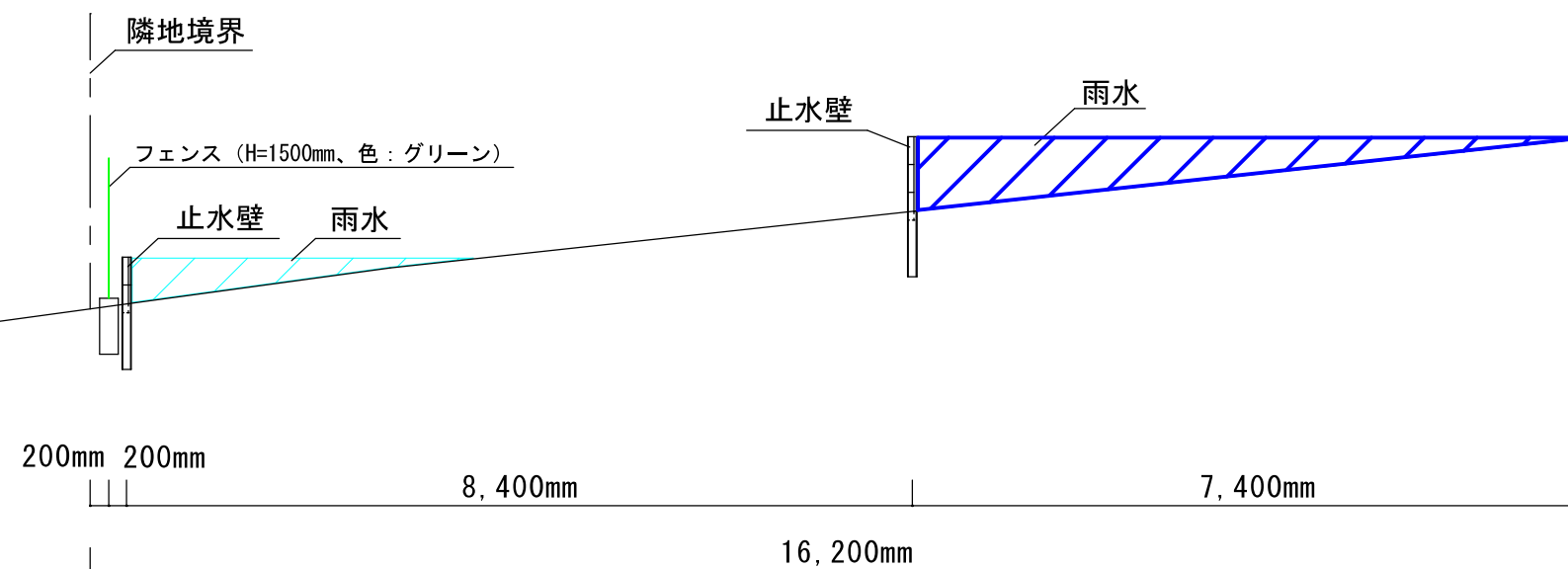
GL

横 断面図

GL

1,098mm

1,798mm





10.雨水排水処理施設計算書

1. 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則第 7 条に規定する許可の技術的基準

$$V \geq A \times v_a - (Q \div v_b) \times v_a$$

V：雨水流出抑制施設の容量（単位 立方メートル）（必要対策量）

A：宅地等以外の土地で行う雨水流出増加行為をする土地の面積（単位 ヘクタール）
（当該施設：0.709ha）

Q：合理的な方法により算定した雨水浸透施設等の浸透効果量（単位 立方メートル毎秒）

v_a ：付表で定める地域別調整容量 a（東松山市は 700 m³/ha）

v_b ：付表で定める地域別調整容量 b（東松山市は 0.4704 m³/s/ha）

※上記計算式は次の資料より引用「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則第 7 条」及び「別表第 1」「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例 許可申請・届出手引き（令和 7 年 7 月版）」

2. 雨水流出抑制施設の処理量計算

施設① 貯留床面積 ： 478.169 m²
貯留可能容積： 191.268m³

施設② 貯留床面積 ： 471.980 m²
貯留可能容積： 188.792 m³

施設③ 貯留床面積 ： 359.121 m²
貯留可能容積： 143.648 m³

施設④ 貯留床面積 ： 150.953 m²
貯留可能容積： 60.381 m³

施設⑤ 貯留床面積 ： 96.671 m²
貯留可能容積： 38.668 m³

貯留床面積合計 (A₁)： 1556.894m²
貯留可能容積合計 (V₁)： 622.757m³

土壌の飽和透水係数 (f) : 0.108m/hr

影響係数 (E) : 0.81

平均降雨強度 (I) : 57mm/hr

係数 (a) : 0.014

係数 (b) : 1.287

設計水頭 (H) : 0.8m

比浸透量 (K) : $aH+b = 0.014 \times 0.8m + 1.287 = 1.2982 \text{ m}^2$

基準浸透量 (Qf) = 比浸透量 (K) × 飽和透水係数 (f) × 影響係数 (E)
= $1.2982 \times 0.108 \times 0.81 =$ 0.114m³/hr

施設浸透量 (Q₁) : 基準浸透量 (Qf) × 貯留床面積合計 (A₁) = 168.881 m³/hr

施設浸透量 (Q) : 施設浸透量 (Q₁) × 1/3600 ÷ 0.04691 m³/s

必要対策量 : $A \times v_a - (Q \div v_b) \times v_a$
= $0.709 \times 700 - (0.04691 \div 0.4704) \times 700$
= 426.4935 m³

※上記計算式は次の資料より引用「東松山市雨水流出抑制施設設置基準（雨水放流可能区域外）」「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例 許可申請・届出手引き（令和7年7月版）」

3. 判定

・計算条件

必要対策量 (V) : 426.4935 m³

雨水流出抑制施設の容量（貯留可能容積合計）(V₁) : 622.757m³

施設浸透量 (Q) : 0.04691 m³/s

雨水流出抑制施設の容量 (V₁) : 622.757m³ ≧ 必要対策量 (V) : 426.4935 m³

以上より問題ないと判断する。

11.造成計画縦横断面図

境界線

エンス (H=1500mm、色：グリーン)

雨水流出抑制対策堤（フェンス基礎内側）
コンクリート厚板(1720×297×60mm) 1段

GL
▽

モジュール (1722×1134×30)

グランドスクリー杭 L=2000

フェンス (H=1500mm、色：グリー

隣地境

雨水流出抑制対策壁（フェンス基礎内側）
コンクリート厚板（910mm×298mm×60mm）4
H型鋼（100mm×100mm×1798mm）

38, 724mm

4,376mm

m

4,376mm

1

4,376mm

1

4,376mm

1.

4,376mm

1.

4,376mm

1

4,376mm

1

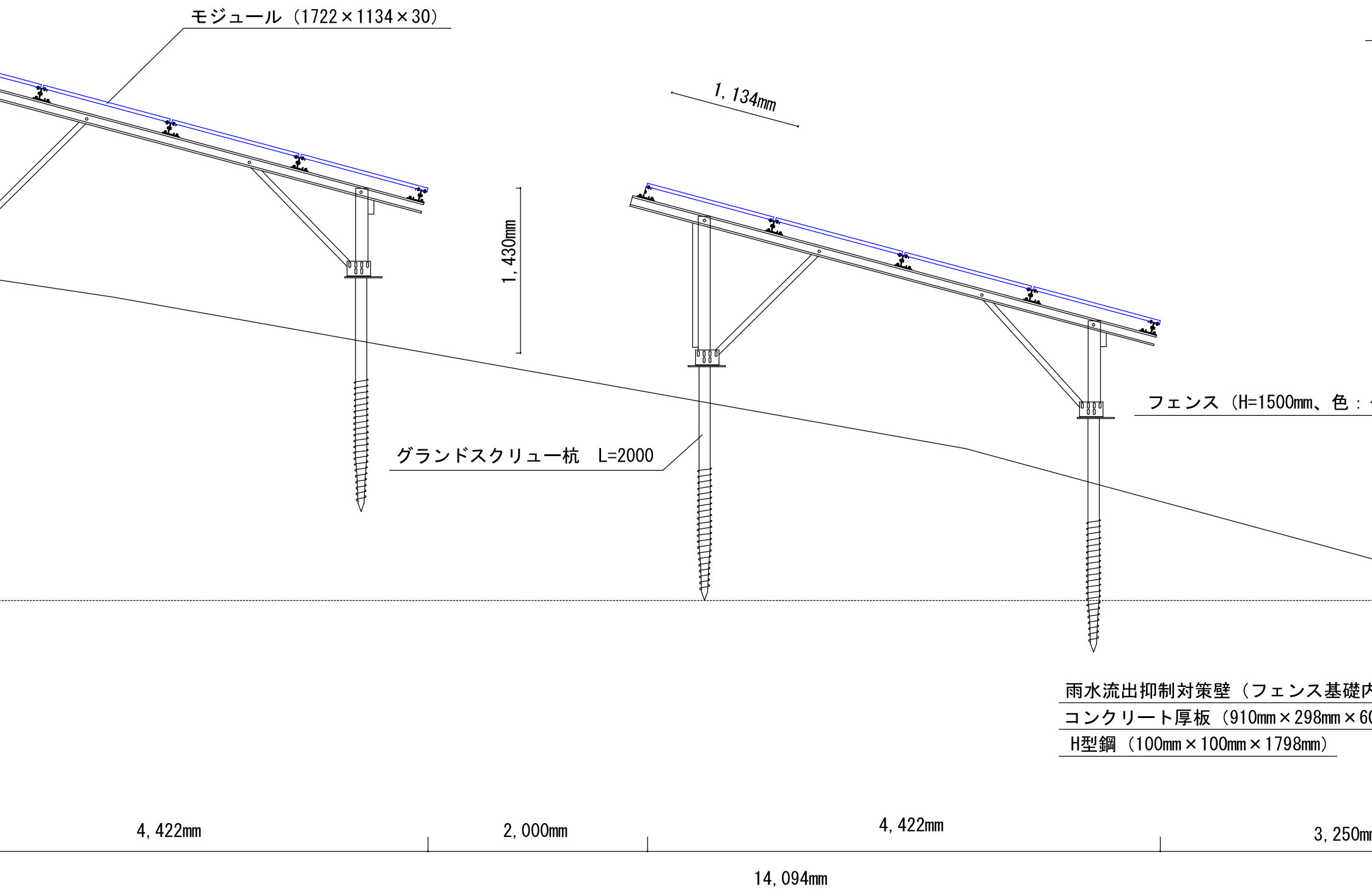
4,376mm

1

4,376mm

30mm

97, 200mm



フェンス (H=1500mm、色 : グリーン)

GL
▽

1762mm

モジュール (1722×1134×30mm)

フェンス (H=1500mm、色 :

雨水流出抑制対策壁 (フェンス基礎内側)
コンクリート厚板 (910mm×298mm×60mm) 1段
(100mm×100mm×1798mm)

グラントスクリュウ杭 L=2000mm

雨水流出抑制対策壁 (フェンス基礎外側)
コンクリート厚板 (910mm×298mm×60mm) 1段
H型鋼 (100mm×100mm×1798mm)

27328mm

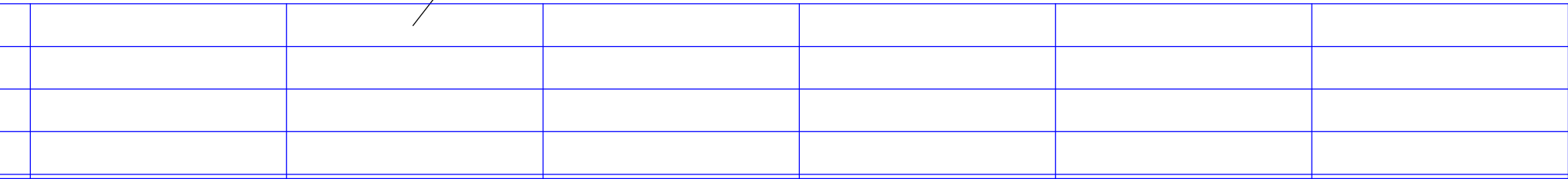
276mm | 605mm

| 3524mm | 3524mm | 3524mm | 3524mm | 3524mm | 3524mm | 3524mm | 3524mm | 3524mm | 3524mm | 3524mm | 3524mm | 3524mm | 3524mm |

54622mm

84.2m

モジュール (1722×1134×30mm)

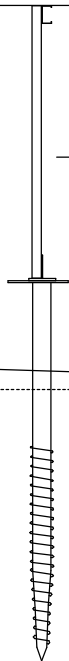
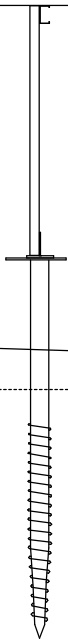


フェンス (H=1500mm、色 :

GL



グラントスクリュー杭 L=2000mm



雨水流出抑制対策壁 (フェンス基礎内側)

コンクリート厚板 (910mm×298mm×60mm) 1段

H型鋼 (100mm×100mm×1798mm)

3524mm

3524mm

3524mm

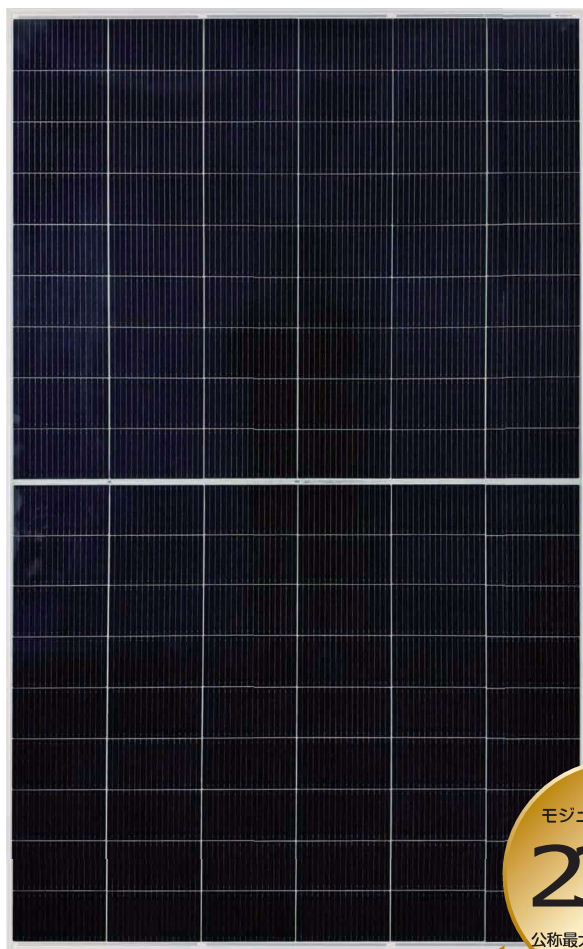
881mm

2

12.太陽光発電設備及び付帯設備の構造図

XLN108G - 460X

変換効率向上、経済性に優れた次世代モジュール



長期間にわたる、安定した発電を実現

次世代N型TOPConセルとハーフカットセルを採用した高出力・高耐久モデル。

変換効率が高く、年次経年劣化率が低いため、生涯発電量が多く経済性に優れています。

さらに、両面ガラス構造の採用により、耐久性と長期安定性をより一層高めました。

また、湿気や塩害、紫外線などの外部環境にも強く、長期間にわたり安定した発電を実現します。

認証



主な特長

- ・ N型TOPConセルを採用
- ・ マルチバスバー
- ・ 30年目でも87.4%の出力を保証
- ・ PID耐性
- ・ 両面ガラス（片面発電）

出力保証・製品保証

30年
保証

太陽電池モジュール出力保証

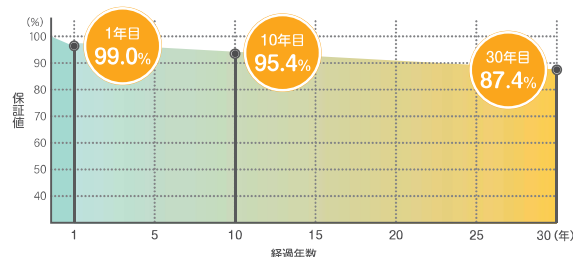
長期間の発電を実現するため、太陽電池モジュールの出力を30年間保証します。保証開始日から1年目は公称最大出力の99%、以降2年目から30年目まで0.4%ずつ減少した数値を保証します。

25年
保証

製品保証

製造不良により不具合が発生した場合は、保証規定に基づき、無償で修理または代替品のご提供、もしくは返金を行います。

出力保証イメージ

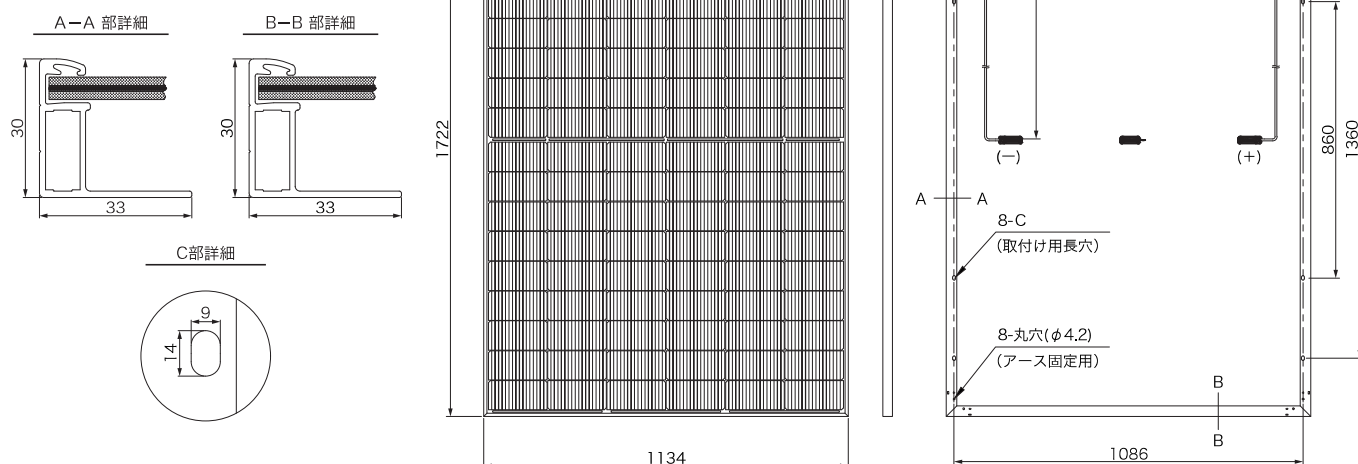


* 出力保証は保証値を下回った太陽電池モジュールのみ対象です。判定には、当社での出力測定が必要になります。

* 太陽電池モジュールの公称最大出力の数値は、JIS規格に基づく基準状態で測定した代表的な値です。

XLN108G-460X

図面 (単位:mm)



電気的特性

	標準試験条件 (STC)	公称動作セル温度 (NOCT)
公称最大出力	460W	349W
公称開放電圧	40.31V	38.50V
公称短絡電流	14.34A	11.57A
公称最大出力動作電圧	33.63V	32.12V
公称最大出力動作電流	13.68A	10.87A
モジュール変換効率	23.6%	—
実効変換効率	25.4%	—

基準状態 (太陽電池の温度:25℃、放射照度:1000W/m²、分光分布:基準太陽光AM1.5)

公称動作セル温度条件 (周囲温度:20℃、放射照度:800W/m²、分光分布:基準太陽光AM1.5、風速:1m/s)

電気的仕様

最大システム電圧	DC1500V
最大過電流保護定格	30A

温度特性

最大出力温度係数	-0.29%/℃
開放電圧温度係数	-0.25%/℃
短絡電流温度係数	0.046%/℃
公称動作セル温度 (NOCT)	43±2℃

機械的特性

外形寸法 (W×D×H)	1722×1134×30mm
質量	23.3kg
太陽電池セル	単結晶
カバーガラス	低反射熱処理ガラス
フレーム (材質/色)	アルミ合金/シルバー
出力ケーブル	PVCC線 1400mm
コネクタ	HEG/SHT製 PV-GZX1500

感電保護クラスおよび火災等級

火災等級 (UL790)	Class C
感電保護クラス (IEC61730)	Class II

動作環境

外気温度	-40℃ ~ 40℃
動作温度範囲	モジュール動作温度の98パーセントイル ([T98]max) が70℃となる温度
最大風圧荷重 ^{*1}	正圧 5400Pa / 負圧 2400Pa
最大積雪荷重 ^{*1}	正圧 5400Pa ^{*2}

※1 記載の荷重値は認証試験における試験荷重です。

設計荷重は固定方法・点数・範囲により異なりますので、詳細は施工マニュアルをご確認ください。

※2 裏面側からは、積雪荷重が加わらないこと。

*継続的な開発および改善などにより、製品・サービスの仕様は予告なく変更する場合がありますので、ご了承ください。

■お問い合わせ先

ひきだしたい、無限の太陽光。XSOL

株式会社エクソル

東京本社 〒105-0012
東京都港区芝大門 2-4-8 JDBビル

お客様ご相談窓口

☎ 0120-33-1139 www.xsol.co.jp



株 式 会 社 エ ク ソ ル

製 品 仕 様 書

製品名：太陽電池モジュール

形名：XLN108G-460X

ダブルガラス・シルバーフレーム

第 1 版

東京本社／〒105-0012 東京都港区芝大門2-4-8 JDBビル

【お問合せ】

フリーダイヤル 0120-33-1139

受付時間 9:00～18:00（土日祝日を除く）

製品仕様書 (XLN108G-460X)	1 / 8	XSG-26-108
----------------------	-------	------------

1. 適用範囲

本仕様書は、太陽光発電システムの太陽電池モジュール、形名X L N 1 0 8 G－4 6 0 X（以下、本モジュール）に適用する。

2. 使用用途

本モジュールは、日本国内に設置する太陽光発電システムにおいて、太陽光エネルギーより直流電力を得るために使用する。傾斜屋根・陸屋根・地上設置架台等に設置し、容易に人の手に触れないような処置を施すこととする。

3. 準拠規格と第三者認証

3-1 準拠規格

本モジュールは下記の適用規格に適合しています。

番号	規格タイトル
IEC 61215-1:2021	Terrestrial photovoltaic (PV) modules - Design qualification and type approval - Part 1:Test requirements
JIS C 61215-1:2020	地上設置の太陽光電池(PV)モジュール—設計適格性確認及び型式認証— 第1部：試験要求事項
IEC 61215-1-1:2021	Terrestrial photovoltaic (PV) modules - Design qualification and type approval - Part 1-1:Special requirements for testing of crystalline silicon photovoltaic (PV) Modules
JIS C 61215-1-1:2020	地上設置の太陽光電池(PV)モジュール—設計適格性確認及び型式認証— 第1-1部：結晶シリコン太陽電池(PV)モジュールの試験に関する特別要求事項
IEC 61215-2:2021	Terrestrial photovoltaic (PV) modules - Design qualification and type approval - Part 2:Test procedures
JIS C 61215-2:2020	地上設置の太陽光電池(PV)モジュール—設計適格性確認及び型式認証— 第2部：試験方法
IEC 61730-1:2023	Photovoltaic (PV) module safety qualification - Part 1: Requirements for Construction
JIS C 61730-1:2020	太陽電池(PV)モジュールの安全適格性確認—第1部：構造に関する要求事項
IEC 61730-2:2023	Photovoltaic (PV) module safety qualification - Part 2: Requirements for testing
JIS C 61730-2:2020	太陽電池(PV)モジュールの安全適格性確認—第2部：試験に関する要求事項
IEC 62790-1:2020	Junction boxes for photovoltaic modules - Safety requirements and tests
JIS C 62790-1:2020	太陽電池(PV)モジュール用端子箱—安全性要求事項及び試験

3-2 火災等級および感電保護クラス

火災等級 (Fire Safety Class / UL790(2013))	Class C
感電保護クラス (Protection Class / IEC 61730)	Class II

3-3 第三者認証

X L N 1 0 8 G－4 6 0 X : TUV NORD認証

4. 使用環境

4-1 設置雰囲気、条件

- 以下の条件を満たす屋外への設置を標準とすること。

使用環境条件

項目		条件
外気温度	下限	−40℃
	上限	目安：40℃ モジュール動作温度の98パーセンタイル（[T98]max）が70℃となる温度
相対湿度		100%以下

補足

- ・モジュール動作温度の98パーセンタイル値の最大値（[T98]max）の70℃は、年間の98%の時間において、モジュール動作温度が70℃以下であり、70℃を超える時間は年間の2%以下であることを意味します。
- ・周囲温度の上限値はあくまでも目安となります。周囲温度が40℃を超過する場合があっても、[T98]maxが70℃を超過しなければ設置は可能です。IEC TS 63126：2020によるとシミュレーション上、日本国内であれば、パネルと屋根との隙間を開けていれば、[T98]maxが70℃を超過しません。

- 以下の各荷重を超える場所、地域に設置しないこと。

耐荷重性能

形名		試験荷重 [Pa] ※3		設計荷重 [Pa] ※4	
		正圧	負圧	正圧	負圧
XLN108G-460X	風圧荷重 ※1	5400	2400	3600	1600
	積雪荷重 ※1※2	5400	—	3600	—

※1 固定点数および固定範囲により荷重性能が異なります。詳細は施工マニュアルに記載。

※2 裏面からは、積雪荷重が加わらないこと。

※3 IEC 61215 及び IEC 61730 で規定される太陽電池モジュールの試験荷重（試験荷重＝1.5（安全係数）×設計荷重）。

※4 IEC 61215 及び IEC 61730 で規定される太陽電池モジュールの設計荷重。

- 重塩害地域（海岸線から50m未満、もしくは海水のしぶきが頻繁にかかる、もしくは強風時に海水が直接かかる地域）には設置しないこと。

- 硫黄分の多い温泉地等、腐食性物質が存在する地域には設置しないこと。

- 本モジュール裏面における空気の流れを妨げないように設置すること。

- 振動、衝撃のない場所に設置すること。

- 本モジュールは、汚れ・埃等の堆積により出力が低下しないように、水勾配程度以上の設置角度を確保し、設置すること。

- 北向きの据え付けに際し、設置検討や周囲環境および近隣住民等への配慮が十分ではないことに起因した反射光による不具合やトラブルについては、一切の責任を負いません。なお、真北を0度として、±45度の範囲を北面とします。

4-2 保管雰囲気、条件

●以下の条件を満たす場所での保管を標準とすること。※5

保管条件

項目	条件
保管温度	-40～85℃
保管湿度	85%RH以下の結露しない場所
保管場所	雨水のあたらない場所

※5 濡れた状態や高湿度の環境で保管すると「ガラスのヤケ」が発生することがある。

5. 電気的特性

5-1 出力特性

出力特性 ※6

特性項目	記号	STC ※7		NOCT ※8
		公称値	許容差	参考値
開放電圧 [V]	V _{oc}	40.31	公称値の±5%	38.50
短絡電流 [A]	I _{sc}	14.34	公称値の±5%	11.57
最大出力 [W]	P _m	460	公称値の0～3%	349
最大出力動作電圧 [V]	V _{pm}	33.63	(参考値)	32.12
最大出力動作電流 [A]	I _{pm}	13.68	(参考値)	10.87
モジュール変換効率 [%] ※9	—	23.6	—	—
実効変換効率 [%] ※10	—	25.4	—	—

※6 試験条件はIEC-61215に準拠

※7 STC測定条件

1. 太陽電池モジュール温度：25℃
2. 放射照度：1000W/m²
3. 分光分布：AM1.5 全天日射基準太陽光

※8 NOCT測定条件(参考値)

1. 周囲温度：20℃
2. 放射照度：800W/m²
3. 分光分布：AM1.5 全天日射基準太陽光
4. 風速：1m/s

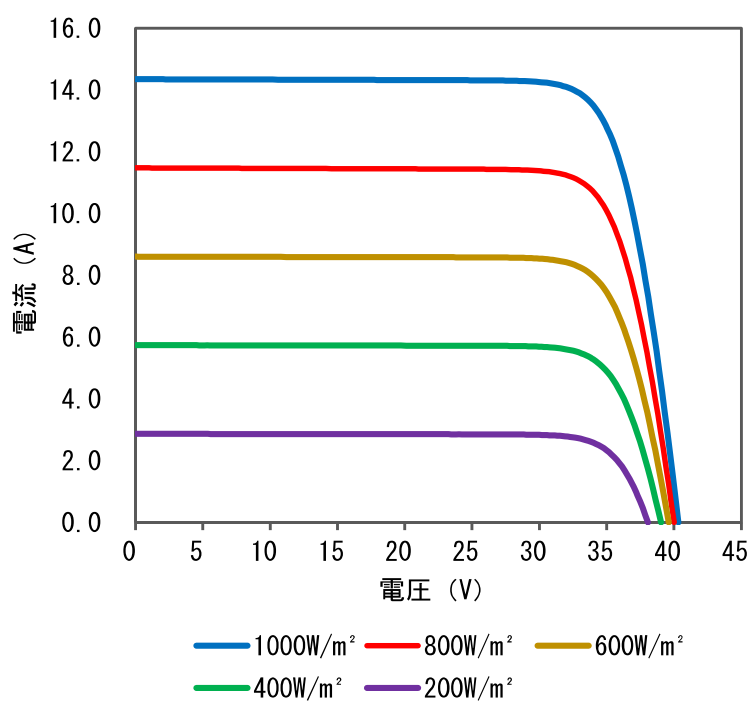
※9 モジュール変換効率＝モジュール公称最大出力÷（モジュール総面積×放射照度）

※10 実効変換効率＝モジュール公称最大出力÷（セル総面積×放射照度）

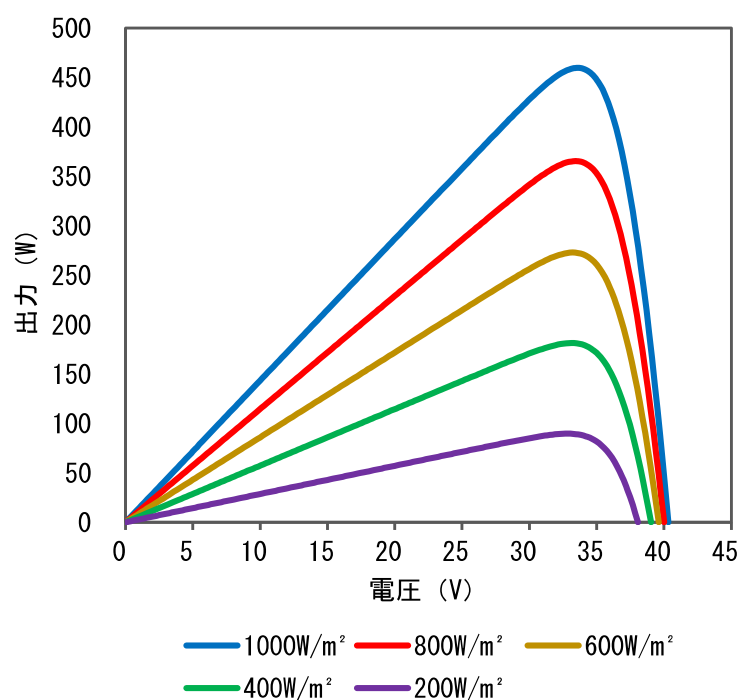
温度特性

項目		性能
温度係数	最大出力 (P _{max})	-0.290%/℃
	開放電圧 (V _{oc})	-0.250%/℃
	短絡電流 (I _{sc})	0.046%/℃
公称動作セル温度 (NOCT) (参考値)		43±2℃

●出力の照度依存 I－V特性 ※ 1 1 ※ 1 2



●出力の照度依存 P－V特性 ※ 1 1 ※ 1 2



※ 1 1 太陽電池モジュール温度：25℃

※ 1 2 このデータは代表的な特性を示すものであり、保証値ではありません。

5-2 絶縁性能

絶縁性能 ※13

項 目	性 能	試験方法
絶縁抵抗	40 MΩ・m ² 以上	太陽電池モジュールの出力端子を短絡し、同端子と枠または接地端子間を、絶縁抵抗計（1500 Vメガ）で測定する。
耐電圧	絶縁破壊がなく（リーク電流が50 μA未満）、外観に著しい異常がないこと	太陽電池モジュールの出力端子を短絡し、同端子と枠または接地端子間を耐電圧試験機で、最大システム電圧の2倍+1000 Vの直流電圧を1分間印加する。

※13 試験条件はIEC-61215に準拠

5-3 電氣的仕様

電氣的仕様

項目	内容
最大システム電圧	DC 1500 V
最大過電流保護定格	30 A

6. 構造

構造仕様

項目	仕様
外形寸法	1722 mm×1134 mm×30 mm
公称質量	23.3±1.0 kg

7. 外観

- (1) 製品納入時、性能に影響する以下の著しい目視上の欠陥が無いこととする。
- ① 表面に、破損または亀裂がある。
（カバーガラス、バックガラス、フレーム、端子ボックスを含む）
 - ② 表面に、太陽電池モジュールの据付けまたは動作を損なうような折れ曲がりや位置ずれがある。
（カバーガラス、バックガラス、フレーム、端子ボックスを含む）
 - ③ セル1枚の10%を超える面積において、太陽電池モジュールの電気回路に影響を与える有害な破損または亀裂がある。
 - ④ 電気回路と太陽電池モジュール端部との間に、連続する気泡または剥離がある。
 - ⑤ 太陽電池モジュールの据付けまたは動作を損なう構造的損傷がある。
 - ⑥ 発電に影響するガラス面の付着物がある。
- 上記以外の性能に影響しない目視上の欠陥については許容する。
- (2) モジュールの表面の色調が、製造及び設置後の経年変化により個々の製品ごとに異なる場合がありますが、発電性能に影響なく、製品異常ではありません。
- (3) モジュールの受光面は、保管状態及び設置の状態により色合いが変化することがありますが、ガラスの特性によるもので製品性能に影響するものではありません。

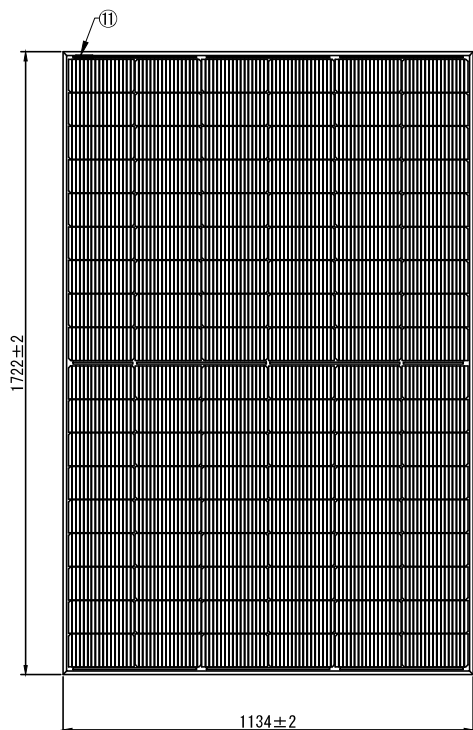
8. 安全上の諸注意

- (1) 本仕様書に記載された使用条件、注意事項を厳守すること。記載の内容を逸脱した本モジュールの使用に起因する損害に関して、弊社はその責任を負わない。
- (2) 本モジュールは本仕様書に記載された使用環境下において、太陽光発電システムとして使用することを目的とする。なお、機能、精度等において極めて高い信頼性・安全性が必要とされる用途（航空機器、航空宇宙機器、原子力制御機器、医療機器、通信機器（幹線）等）には使用しないこと。
また、弊社の指定する製品以外と組み合わせて使用する場合、本用途であっても、機能、精度等において高い信頼性・安全性が要求される用途（運送機器の制御と各種安全性に関わるユニット、交通信号機、道路標識、各種安全システム、ビーコン等）に使用される場合には、システム・機器全体での品質性能および安全性が、フェールセーフ設計や冗長設計等の措置を講じるなどにより達成されていることを使用者にて確認してから使用すること。
- (3) 太陽電池モジュールの設置に関しては架台等の強度、耐久性、周囲環境などの安全上の確認を十分行うこと。施工に起因する不具合について弊社はその責任を負わない。
- (4) 太陽電池モジュールの上に積もった雪が落下した際に、人への危害や器物の破損を生じないように設置方法を考慮すること。
- (5) 太陽電池モジュールが太陽またはその他の光源にさらされると高い電圧が発生するため、この状態で出力ケーブルのコネクタ充電部に触れないこと。特に複数の太陽電池モジュールがつながれている状態では出力端での電圧、電流が増加し非常に危険であるため適切な絶縁保護を行うこと。
- (6) 本モジュールは集光型の太陽電池ではないため、レンズや反射鏡またはその他の手段により集光した光を本モジュールに照射することは絶対に行わないこと。
- (7) 滑ったり、ガラスが割れる危険や、内部のセルや回路を破損する恐れがあるため、太陽電池モジュールのガラスに手をついたり、乗るなど荷重を加えないこと。
- (8) 本モジュールのガラス（表面・裏面）に硬いものや鋭利なものを落としたり、接触させたりして傷つけないこと。
- (9) 太陽電池モジュールの損傷を避けるため、落下させたり、工具などを落とさないこと。破損した太陽電池モジュールは危険であるため使用しないこと。

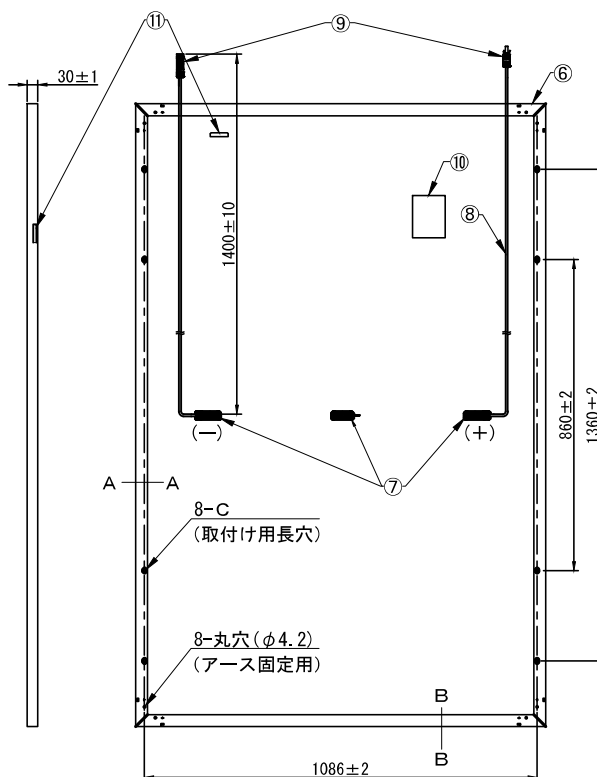
9. その他

- (1) 本仕様書に記載の内容は改良のため予告なく変更する場合があります。
- (2) 本モジュールにつき不明な点などがある場合は、弊社問合せ窓口（TEL：0120-33-1139）に問い合わせること。
- (3) 本仕様書の内容は弊社のノウハウや著作権に係わる内容も含まれるため、弊社に無断で複製、第三者への開示等は一切しないこと。

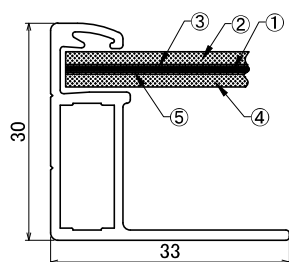
■ 表面（受光面）



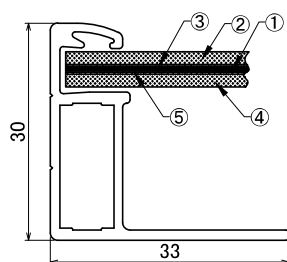
■ 裏面
※本モジュールは片面発電です



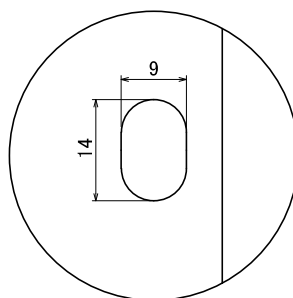
A-A 部詳細



B-B 部詳細



C部詳細



品番	品名	材質	備考（色調等）
①	太陽電池セル	N型単結晶	182.2mm×91.875mm
②	カバーガラス	低反射熱処理ガラス	厚み：2.0mm
③	充填材	表面EPE 裏面EVA	—
④	バックガラス	熱処理ガラス	厚み：2.0mm セル間色調：ホワイト
⑤	ガラス端保護材	シリコンシーラント	—
⑥	フレーム	アルミ合金	色調：シルバー 表面：アルマイト処理
⑦	端子ボックス	—	バイパスダイオード入り IP68準拠
⑧	出力ケーブル	PVCC線	長さ：（+）1400mm （-）1400mm
⑨	出力コネクタ	—	GZX製 PV-GZX1500
⑩	定格ラベル *1	ポリエステルフィルム	色調：シルバー
⑪	製造番号ラベル	ポリエステルフィルム	色調：シルバー

*1. 製造者名、形名、製造番号、最大システム電圧、最大過電流保護定格、公称最大出力、公称開放電圧、公称短絡電流、公称最大動作電圧、公称最大出力動作電流、公称質量 IEC 61730 感電保護クラスを記載しております。

■ 耐荷重

	試験荷重 [Pa] *4		設計荷重 [Pa] *5	
	正圧	負圧	正圧	負圧
風圧荷重 *2	5400	2400	3600	1600
積雪荷重 *2 *3	5400	—	3600	—

- *2 固定点数および固定範囲により耐荷重性能が異なります。詳細は施工マニュアルに記載。
- *3 裏面からは、積雪荷重が加わらないこと。
- *4 IEC 61215 及び IEC 61730 で規定される太陽電池モジュールの試験荷重（試験荷重＝1.5（安全係数）×設計荷重）。
- *5 IEC 61215 及び IEC 61730 で規定される太陽電池モジュールの設計荷重。

■ 質量

23.3±1.0 kg

■ 最小設置勾配

本モジュールは、汚れ・埃等の堆積により出力が低下しないように、水勾配程度以上の設置角度を確保し、設置すること。

（単位：mm） ※ 仕様は場合により変更することがあります。

品名		形名
太陽電池モジュール		XLN108G-460X
図面名		製品コード
外形図		XLN108G-460X-XS
作成日	図法	株式会社エクソル
2026.2.27	第三角法	

品番	品名	材質	備考（色調等）
①	定格ラベル（本体用）	シルバー色ポリエステルフィルム	文字色調：ブラック
②	製造番号ラベル（本体用）	シルバー色ポリエステルフィルム	文字色調：ブラック
③	製造番号ラベル（梱包用）	シルバー色ポリエステルフィルム	文字色調：ブラック

① 本体用

モジュールの番号は下記連番印刷とする。



1桁目 説明表

工場名称	自社
英語略称	HGT

2、3桁目 説明表

製造年数字	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
英語略称	A	C	E	F	G	H	K	M	N	P

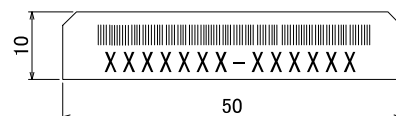
4桁目 説明表

製造月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
英語略称	A	B	C	D	E	F	G	H	J	K	L	N



社名ロゴ
色調：ブラック

② 本体用



③ 梱包用



■注記：

- 色の要求：特別な表記以外、印刷色は全部ブラック（R35 G24 B21）グレー色（R137 G137 B137）

（単位：mm） ※ 仕様は場合により変更することがあります。

品名		形名
太陽電池モジュール		XLN108G-460X
図面名		製品コード
機銘板図・製造番号ラベル		XLN108G-460X-XS
作成日	図法	株式会社エクソル
2026. 2. 27	—	

太陽光モジュールの反射光低減について

株コード：002459

近年太陽電池モジュールの「反射光」についてお問合せをいただく機会が増えております。

弊社は太陽電池セルメーカー及びモジュールメーカーとして、高性能製品の開發生産の為に、様々な視点から研究開発に努めております。例えば限られた自然界のエネルギーである太陽光を「効率よく受光させる」技術もそのひとつです。

この「自然界の太陽光を反射などで無駄にせず効率よく受光させる」技術が「反射光を低減させ、反射光による眩しさを軽減させる」効果に繋がっております。

その概要を下記に紹介させていただきます。

○反射光低減対策○

1. ガラス対策

1) 表面加工

2) ARコーティング

2. セル対策

1) 表面仕上げ

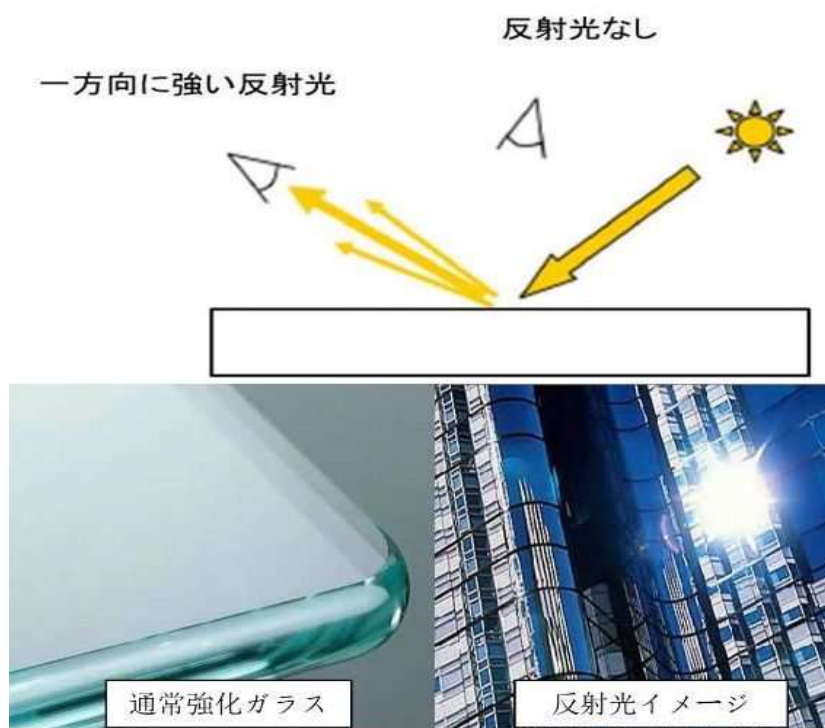
2) 反射低減コーティング



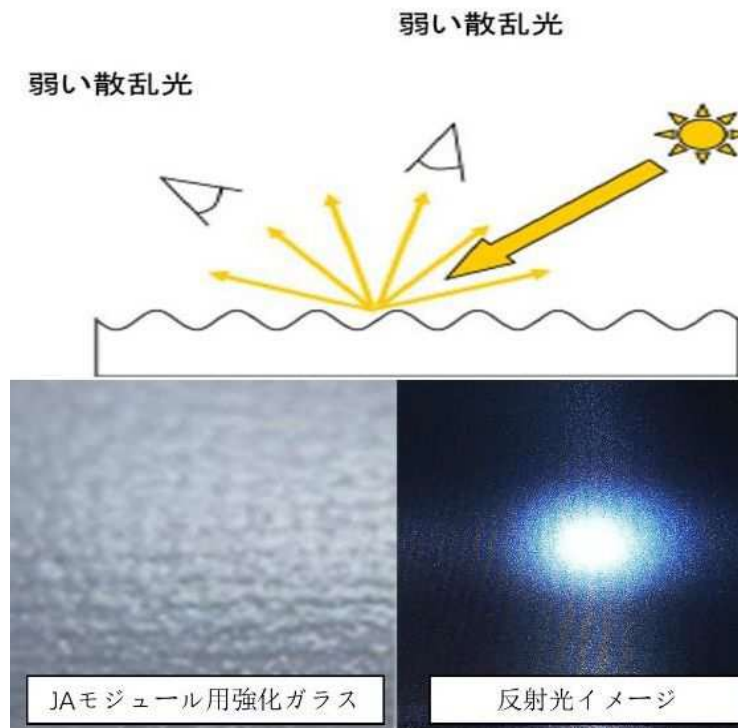
太陽光モジュールでの反射の大部分はガラス表面で発生します。
反射を低減し、眩しさを抑えるために、ガラス表面に特殊な加工を施しています。

1) 表面加工

ガラス表面を不規則な凹凸構造に加工し、光がガラス表面で一方向に鏡面反射することなく、さまざまな方向に不規則に拡散させることで反射、眩しさを低減させます。



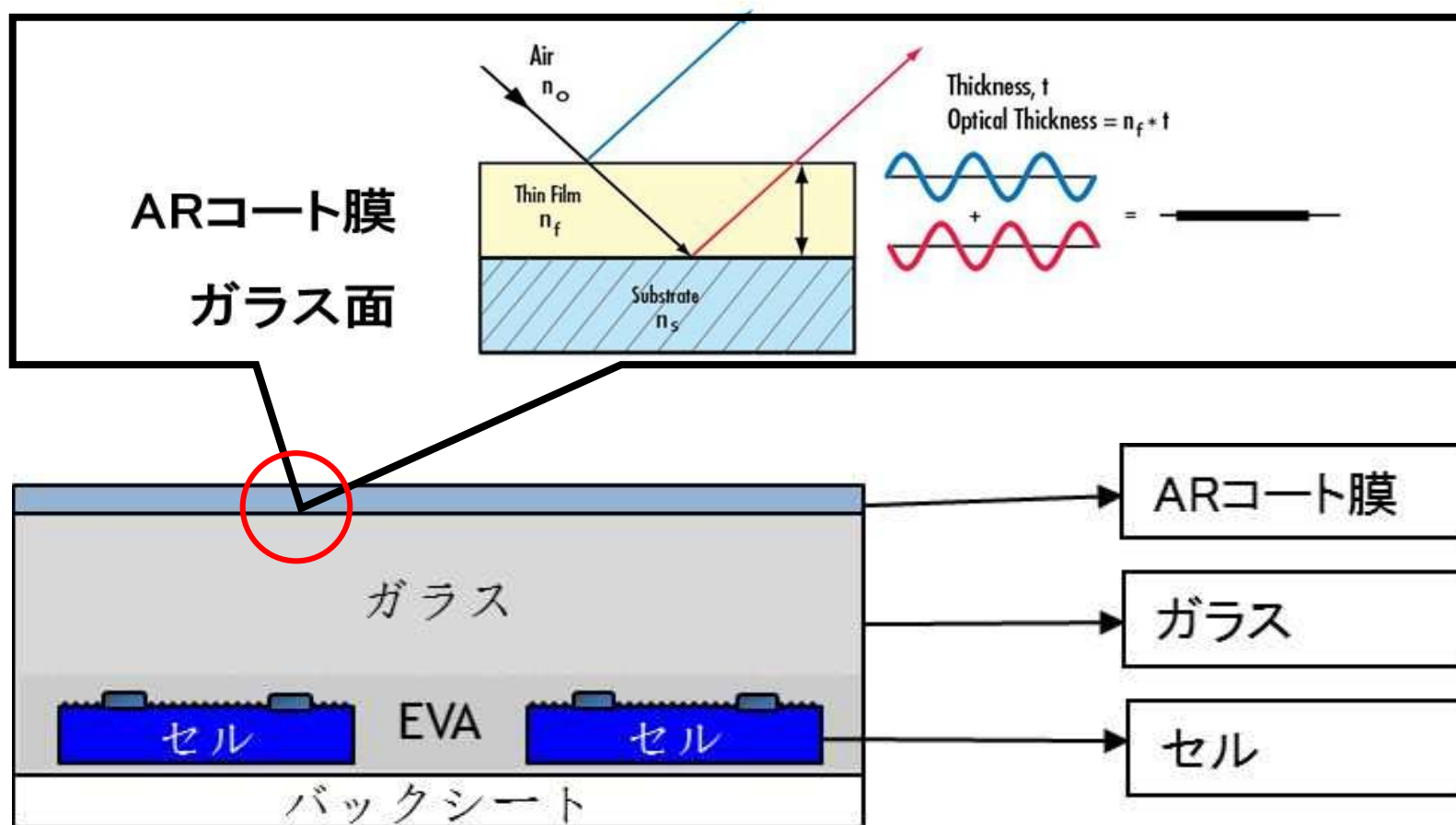
通常強化ガラス



JA PVモジュール用強化ガラス

2) AR コート処理

ガラス表面での反射を抑えるために、ガラス表面に AR (Anti-Reflective) コーティング処理を施しています。



文献 : <http://www.edmundoptics.jp/resources/application-notes/optics/anti-reflection-coatings/>

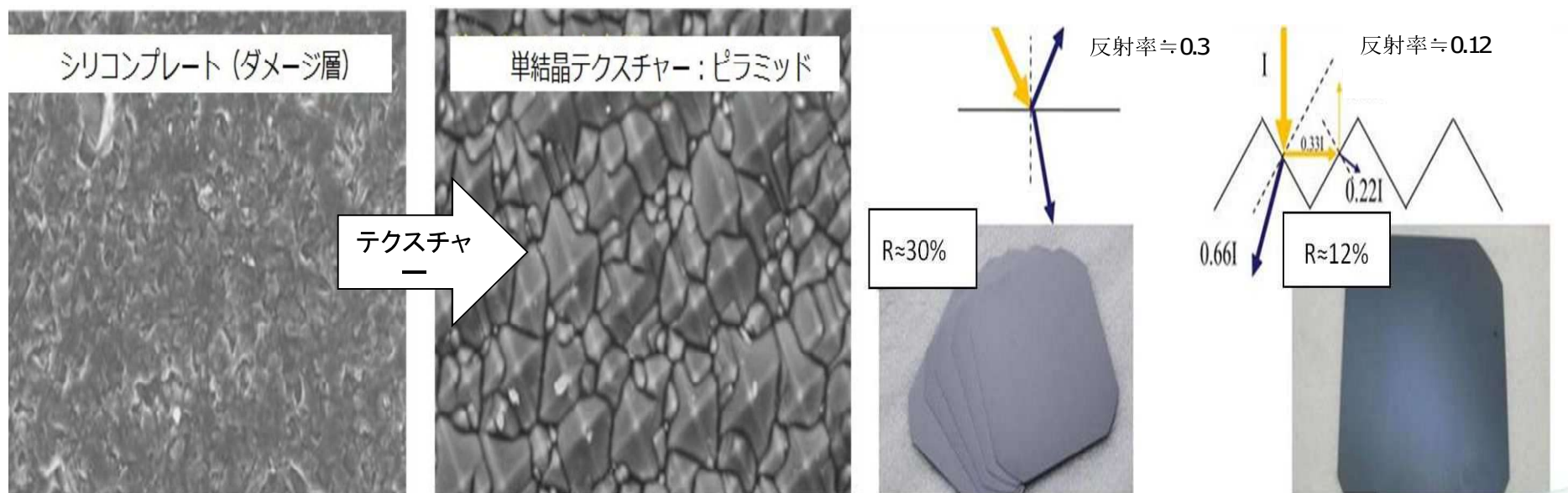
2-1) 太陽電池セルの対策(表面仕上げ)

PVモジュールは太陽電池セルを利用して光エネルギーを吸収し電気エネルギーに変換します。

発電量が多く、変換効率の高い太陽電池を得るためにも、反射率を低減させる必要があります。

1) セル表面の粗面仕上げで反射光を低減

電池セル表面をテクスチャー処理し、セル表面での反射回数を増加させ、光の吸収率を高めて反射率を低減させます。

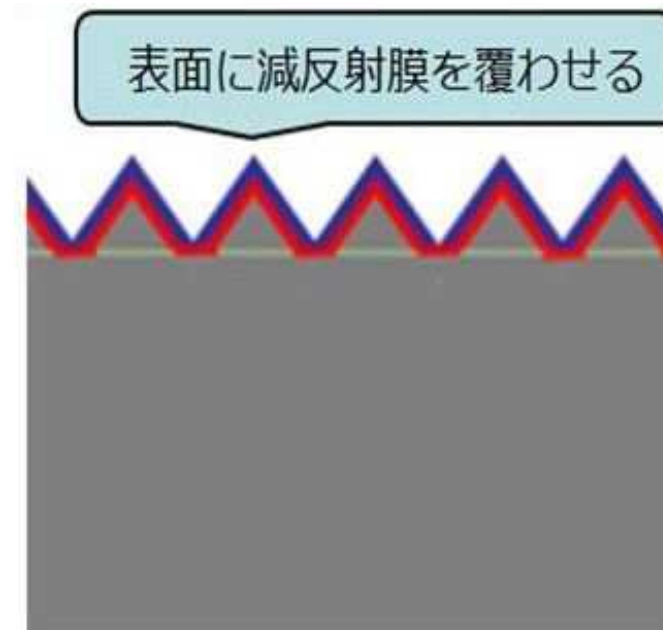
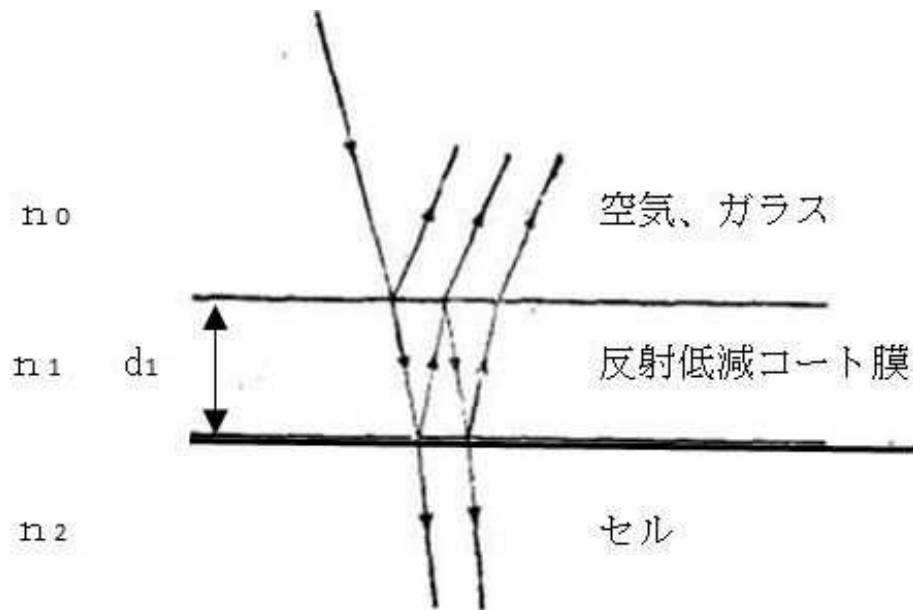




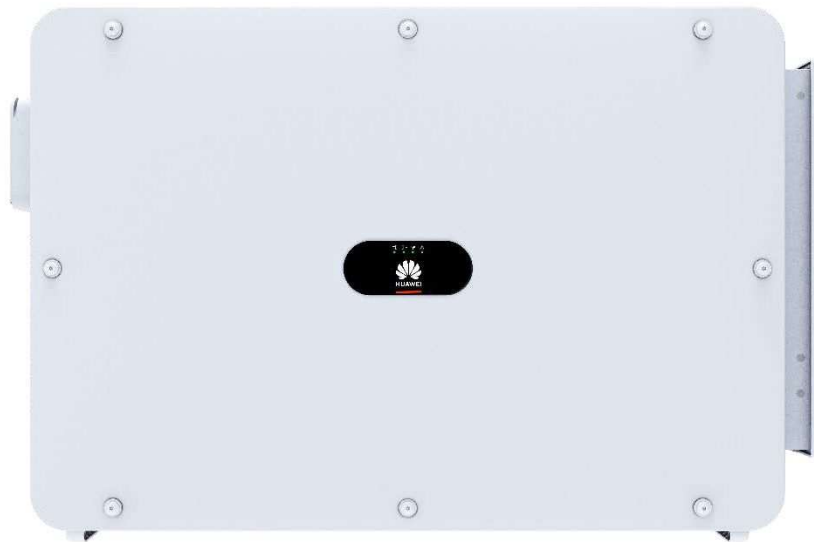
2-2) 太陽電池セルの対策(反射低減コーティング)

2) 電池セル表面を反射低減コート膜で覆う

反射低減コート膜は薄膜干渉作用を利用して、太陽電池セル表面の反射光を減少させます。また適切な屈折率とすることで光の入射量を増加させ、さらに反射光を低減させています。



SUN2000-125KTL-JPH0



高効率

98.8%

最大変換効率98.8%

9
MPPT

革新的な9回路独立
MPPT (マルチストリング方式)

信頼性

IP66

完全密閉設計
IP66防水防塵保護等級

SPD
保護

DC & AC SPD 保護有り

スマート

18
回路

全ストリングに高精度計測
機能を具備
不具合ストリングの特定が
速やかに

IVカーブ
診断

IVスマートスキャンで
ストリングの故障タイプを
遠隔診断

安全性

PID
防止

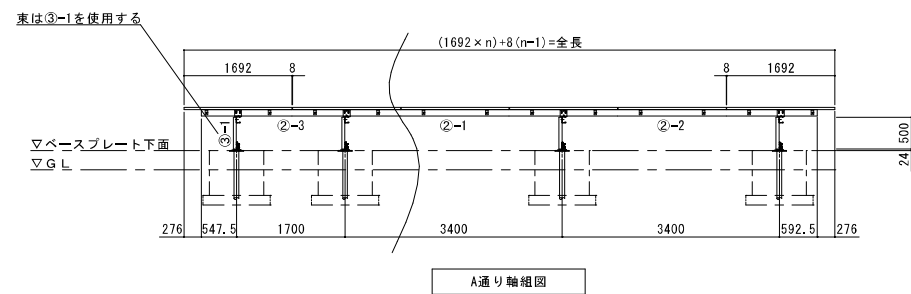
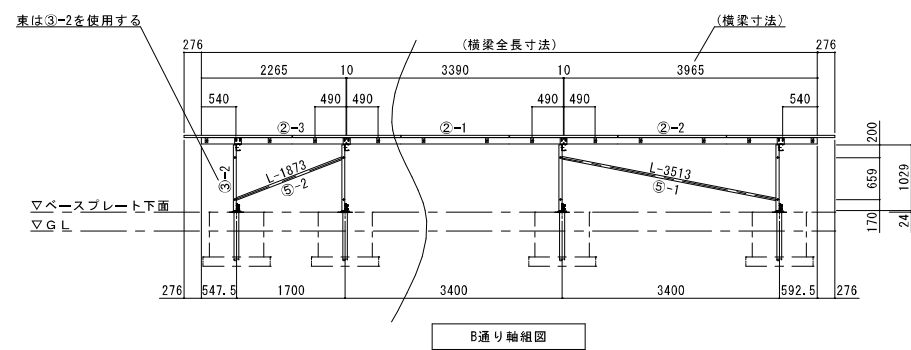
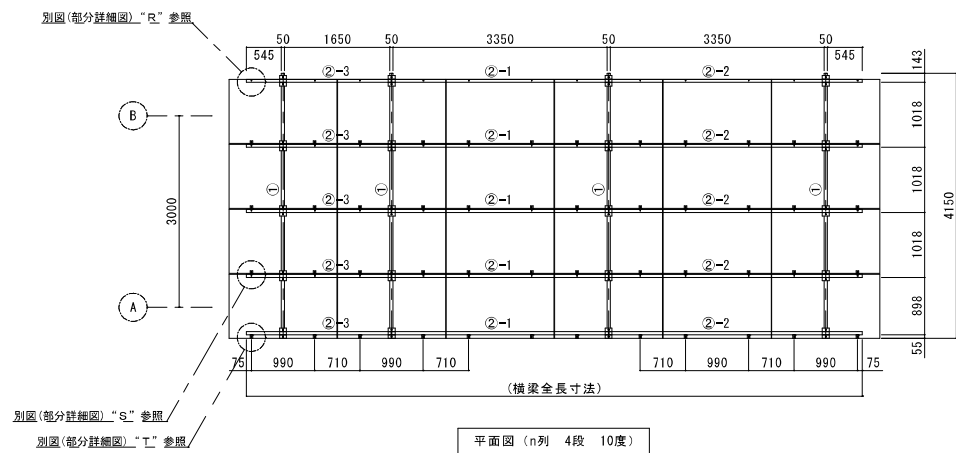
モジュールのPID劣化を防止※
非接地設計で安全性向上

ヒューズ
レス

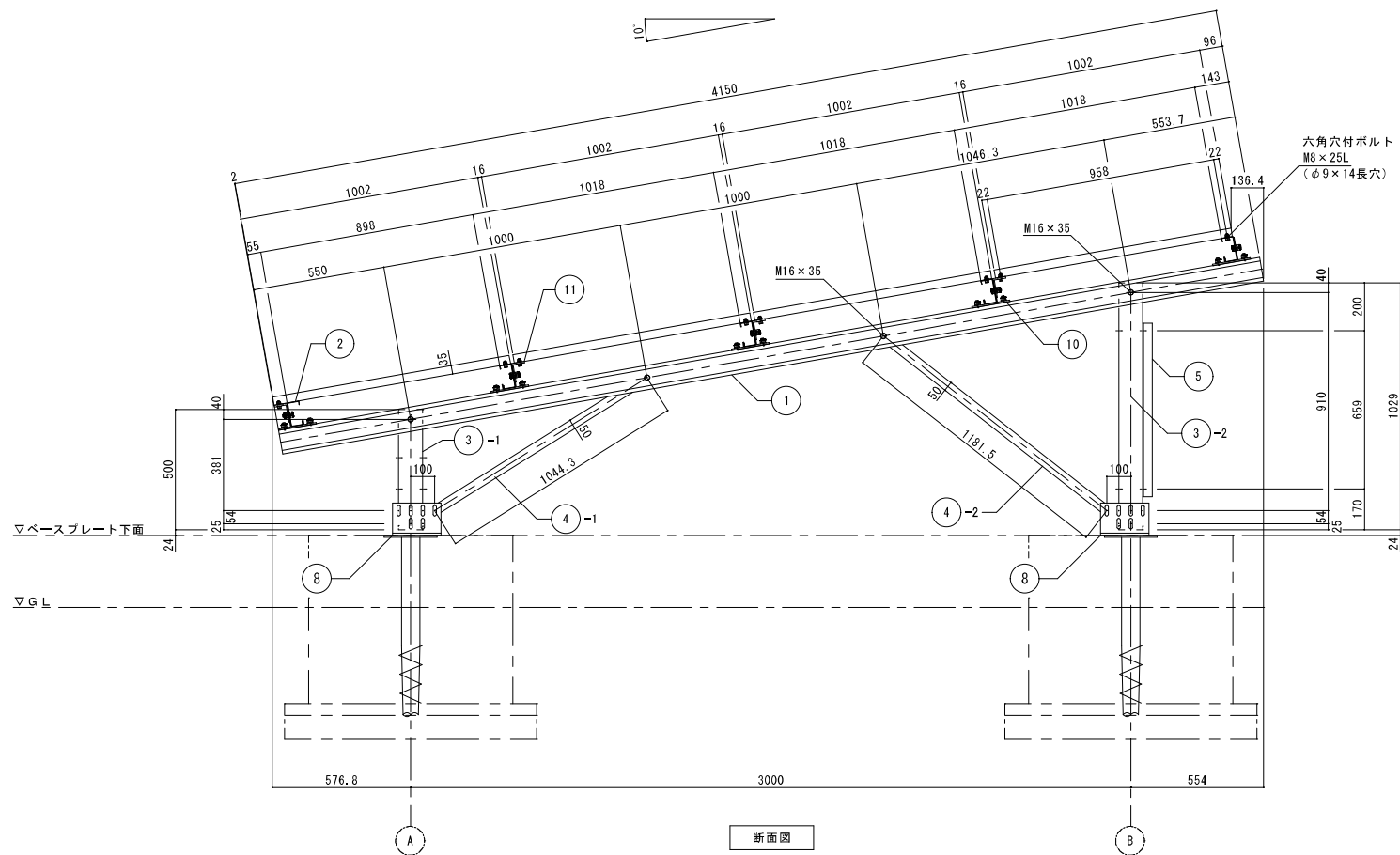
ヒューズレス仕様により、
直流側の火災リスクを回避

※ HUAWEIのPID防止対策機器(自社所有の特許製品)を使用時

型式		SUN2000-125KTL-JPH0
入力 (DC)	最大入力電圧	1,500 V
	最大入力電流 (各MPPT)	26 A
	最大短絡電流 (各MPPT)	40 A
	起動電圧	550 V
	MPPT電圧範囲	500 V ~ 1,500 V
	定格入力電圧	900 V
	最大入力回路数	18
	MPPT回路数	9
出力 (AC)	相数	三相3線式
	定格出力	125,000 W
	最大皮相電力	140,000 VA
	定格出力電圧	550 Vac
	定格出力周波数	50 Hz / 60 Hz
	定格出力電流	131.3A
	定格力率	0.99以上
	力率設定範囲	0.8 (進み) ~ 0.8 (遅れ)
	出力電流歪み率	総合5%以下、各次3%以下
効率	最大変換効率	98.8%
	JS 効率	98.1%
保護	連系保護	0 V、UV、0 F、UF
	単独運転検出受動方式	対応
	単独運転検出能動方式	対応
	出力過電流保護	対応
	FRT要件	FRT要件 (2019) 対応
	逆接続入力検出	対応
	直流サージ保護	Type II
	交流サージ保護	Type II
	絶縁抵抗検出	対応
	漏洩電流検出	対応
表示・インターフェイス	表示	アプリ
	LED	運転状態表示灯
	RS485	対応
	USB	対応
その他	使用環境温度	-25°C ~ 60°C
	設置場所の標高 (海拔)	4,000m 以下
	相対湿度 (結露なし)	0% ~ 100%
	寸法 (幅 x 高さ x 奥行)	1,080 x 700 x 365 mm
	質量	88 kg
	冷却方式	強制風冷
	入力端子	スープリ社製 MC4 EVO2
	出力端子	端子台
	防水防塵保護等級 (JS)	IP66
	夜間待機電力	3.3W以下
	絶縁方式	非絶縁型トランスレス
準拠規格	規格 & 規定	EN/IEC62109-1、EN/IEC62109-2、 JEAC9701-2019、JEC2470 (2017)、JEC2440 (2013)



列構成 (偶数)
左 (短) + 中 + 右 (長)



記入外のネジサイズは (M12x35)



長岡金属工業株式会社

<http://www.nagaoka-sanko.co.jp/>

・作成年月日 2020.11

・訂正副番号

・製図

・検図

・図面名称 断面図 (AY-1型)

・仕様

図面番号

縮尺

D-01

1/10



型式 VA・VAB・VB・VC 5型

高さ 800~3000mm



Vネットフェンス 5型

幅広い用途に対応する代表的なネットフェンス。



- 特長**
- ネットフェンスの代表的な商品です。
 - 柱材のV形鋼は熱間圧延で製造され、曲り部と強度の必要な部分を厚肉にし、優れた性能を発揮します。

仕様

高さ	H800、H900、H1000、H1200、H1500、 H1800、H2000、H2500、H3000
主要材料	柱：VA、VAB、VB、VC 胴縁：R付 L40×40×3

※主要材料は静電粉体塗装を施しております。(金網を除く)
※網と鋼材との色調が異なる場合があります。

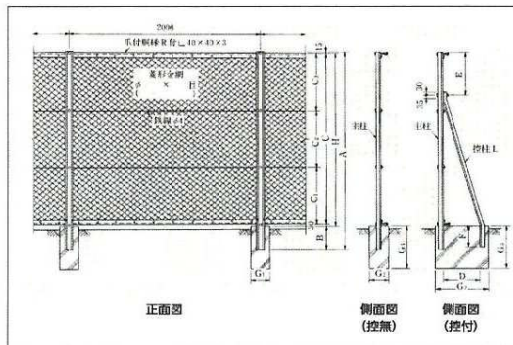


■ 製品WEBページ(検索例)

Vネットフェンス 5型

又はキーワード「JFEフェンス」を加えて検索。

圖面・寸法表

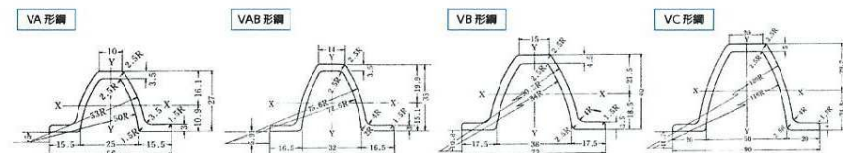


付帯仕様

- ① 支柱間隔は、2,000mmを標準とします。
- ② 控柱を取り付ける場合、控柱の間隔は、4,000mmを標準とします。
- ③ 基礎設法は、地耐力 98 kN/m^2 （長期）、良質地盤の場合のコンクリート打ち基礎の設法です。施工場所の地盤が軟弱なときや、その地方の風土条件に従って基礎設法を決めてください。
- ④ 基礎は、フェンス専用コンクリートブロックを使用すれば工期が短縮できます。
- ⑤ 鋼線に金網ハズレ防止 [ネットホルダー-30×13] を別途取付けることもできます。

主柱・型式		寸法	商品寸法 (L: 柱全長、J: 中間鉄線段数)									基礎寸法			備 考
		H	A	B	C	D	E	F	L	J	G1	G2	G3		
VA	5型H 800	800	1020	205	770	—	—	—	—	1	180	180	450	控柱なし	
	5型H 900	900	1120	205	870	—	—	—	—	1	180	180	450		
	5型H1000	1000	1220	205	970	—	—	—	—	1	180	180	450		
	5型H1200	1200	1420	205	1170	—	—	—	—	1	180	180	450	控柱あり	
	5型H1500	1500	1770	255	1470	350	325	220	1500	2	180 (180)	180 (550)	450 (450)		
	5型H1800	1800	2070	255	1770	400	450	220	1650	2	180 (180)	180 (550)	450 (450)		
VAB	5型H1200	1200	1420	205	1170	—	—	—	—	1	180	180	450	控柱なし	
	5型H1500	1500	1770	255	1470	—	—	—	—	2	180	180	450		
	5型H1800	1800	2070	255	1770	—	—	—	—	2	200	200	450		
VB	5型H1500	1500	1770	255	1470	—	—	—	—	2	180	180	450	控柱なし	
	5型H1800	1800	2070	255	1770	—	—	—	—	2	200	200	450		
	5型H2000	2000	2270	255	1970	—	—	—	—	2	250	250	450		
	5型H2500	2500	2820	305	2470	—	—	—	—	3	300	300	500		
VC	5型H3000	3000	3370	355	2970	—	—	—	—	4	300	300	600	控柱なし	

主柱の種類 柱材のV形鋼は熱間圧延で製造され、曲り部と強度の必要な部分を厚肉にし、優れた性能を発揮します。



扇緑の種類

R付 L40×40×3	R付 L45×45×4
強度を必要とするところは R付 L45×45×4をご使用ください。	

端柱の種類

H800~H1800	H2000~H2500	H3000
L50×50×6	L65×65×6	L75×75×6

関連製品 多様な目的・用途・設置場所に対応

Vネットフェンス用 **自在コーナー金具**

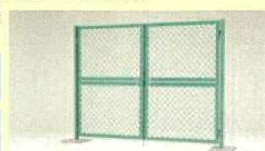
90 度以外のコーナー角度に
自在に対応します。



- VA・VAB用
- VB用
- VC用

V ネットフェンス用 門扉・大型門扉

Vネットフェンスに最
適な門扉です。



V ネットフェンス用
門扉

V ネットフェンス用
大型門扉  P.21

13.発電事業者を証する書類

発 電 量 調 整 供 給 兼 基 本 契 約 申 込 書

発電量調整供給等に関する契約について、貴社の託送供給等約款を承認のうえ、以下のとおり申込みます。
なお、受電側接続検討申込書および回答書内容を前提として申込みます。

1. 発電契約者等

発 電 契 約 者 名	名 称	株式会社丸進工営
	役 職	代表取締役
	氏 名	新井 貴
	住 所	東京都東村山市秋津町4-24-33
連 絡 者 名 (事務的内容と技術的内容で別の方への連絡をご要望の場合は併記ください)	所 属	株式会社丸進工営
	氏 名	
	住 所	
	電話・FAX	
	E-mail	

2. 申込内容

発電量調整供給の 開始希望日		別紙のとおり		
受電地点ごとの事項				
申込内容		申込件数		
		受電地点	名義変更	要否確認
地点の追加		1 件	無	有
契約受電電力の変更		件		
地点の削除	契約廃止	件		
	設備撤去	件		
契約受電電力の変更を伴わない 設備変更		件		
その他の変更 ()		件		
特記事項	FIP制度を利用し、アグリゲーターを介さず、発電した電気をJEPX市場にて取引する。			

本申込書を受領する一般送配電事業者又は配電事業者は、発電量調整供給等の申込みおよび実施に際して得た情報を、託送供給等を実施する目的以外に使用いたしません。

(カタカナ) ※全角 発電者の名称 (発電所名)		キガイシャマルシンコウエイヒガシマツヤマダイゴタイヨウコウハツデ 株式会社丸進工営 東松山第五太陽光発電所					
受電地点特定番号*半角22桁							
供給地点特定番号*半角22桁							
発電場所住所		〒 355-0008 埼玉県東松山市大字大谷字前原1733					
受電地点 (財産責任分界点)		東京電力パワーグリッド株式会社の引込線と発電者の開閉器電源側接続点					
申込内容		地点の追加 (新設)					
発電量調整供給 開始希望日		2026年4月1日					
(アクセス設備の運用開始希望日※) ※発電設備を新設する場合のみ記載		2026年4月1日					
託送供給等約款における発電者に関する事項の 遵守について承諾いただいているか		発電者に承諾いただいている					
契約受電電力	受電電力	今回 :	249	kW	従来 :		kW
	受電電気方式	今回 :	三相 3 線式		従来 :	三相 3 線式	
	受電電圧	今回 :	6,000	V	従来 :		V
	計量電圧	今回 :	6,000	V	従来 :		V
同時最大受電電力		今回 :	249	kW	従来 :		kW
予備送電 サービス A	契約電力	今回 :		kW	従来 :		kW
	受電電圧	今回 :		V	従来 :		V
	計量電圧	今回 :		V	従来 :		V
予備送電 サービス B	契約電力	今回 :		kW	従来 :		kW
	受電電圧	今回 :		V	従来 :		V
	計量電圧	今回 :		V	従来 :		V
発電設備容量 (合計)		今回 :	249.0	kW	従来 :		kW
発電者窓口 連絡先		会社・所属	株式会社丸進工営				
		住所	〒 352-0017 埼玉県新座市菅沢1-10-18				
		氏名					
		E-mail					
工事費負担金および 系統連系保証金	請求書の 宛名	発電者窓口連絡先					
	請求書の 送付先	請求書をお申込者様へご通知いたします					
系統連系受電サービス料金 請求先 (発電者窓口連絡先と同じ場合は記載不要)		会社・所属					
		住所	〒				
		氏名			電話番号		
主任技術者名 連絡先		会社・所属					
		氏名			電話番号		
発電BGコード		GCWL3		発電種類		太陽光	
固定価格買取制度の利用有無		利用しない					
FIP制度の利用有無		有					
事業計画認定日 ※FIT制度またはFIP制度の利用が 「有」の場合のみ記載		今後取得予定					
本申込に関連する接続検討回答書		J K	24GHZ025637				
その他特記事項		系統コード :					
		選択してください					
		選択してください					
		FIP制度を利用し、アグリゲーターを介さず、発電した電気をJEPX市場にて取引する。					

様式PP3-20150408
2026年4月20日

株式会社丸進工営 御中

東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター

発電設備等契約申込みに対する回答について（承諾）

拝啓 貴社ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。

さて、当社は、貴社の契約申込みにつきまして、別添書面のとおり、
同申込みを承諾することを、本書をもってお知らせいたします。

また、当社は、本承諾をもって、電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針
第97条に基づき、系統連系希望者のために確保していた送電系統の容量を
確定したことを併せてご通知いたします。

敬具

○別添資料

託送供給の承諾のお知らせ

発電事業者：株式会社丸進工営

発電所：株式会社丸進工営東松山第五太陽光発電所

申込内容：地点の追加

MS25GHZ036265

2026年4月20日

株式会社丸進工営 御中

東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター

託送供給の承諾のお知らせ

貴社の発電量調整供給申込に対し、下記のとおり供給承諾することをお知らせいたします。

記

1. 発電者名
株式会社丸進工営/株式会社丸進工営東松山第五太陽光発電所
2. 発電場所
埼玉県東松山市大字大谷字前原1733
3. 申込内容
地点の追加
4. 受電地点
需要者（発電者）の施設した第1号柱上の東京電力パワーグリッドの架空引込線と
需要者（発電者）の開閉器電源側接続点
5. 受電電圧
6,000 V
6. 契約受電電力
249 kW
7. 同時最大受電電力
249 kW
8. 発電出力
249.9 kW
9. F I P制度の利用有無
有
10. 工事概要
接続検討回答書記載の工事概要によります。
11. 供給開始予定日
2027年1月22日
12. 工事費負担金（概算額）
[REDACTED]円（うち消費税等相当額：[REDACTED]円）
※詳細設計完了後、ご請求させていただきます。

13. 「ノンファーム型接続」への参加条件における同意条項

- ① 国や電力広域的運営推進機関で議論されている「ノンファーム型接続」や「送電線利用ルール見直し」の詳細制度決定前に契約することにより、事後的に契約条件、約款や運用ルール等が変更となり、不利益を生じる場合がございますが、その際の不利益を受容し、当社とのいかなる契約変更等にも応じていただきます。
 - ② 本契約を締結することで、容量市場及び需給調整市場に参加できない場合は、これを容認いただきます。
 - ③ 系統混雑時の無補償での出力制御（オンライン制御）を前提に、系統連系開始までに出力制御に必要な機器*を導入の上、設置（切替）完了後、当社までご連絡ください。当社への同設置（切替）完了連絡後に発電量調整供給開始日を協議させていただきます。
 - ④ 出力制御機器の導入や出力制御は当社の求めに応じていただきます。
 - ⑤ 系統混雑時の発電出力制御によるインバランス等のリスクを負うよう制度変更される場合は、これを容認いただきます。
 - ⑥ 流通設備を停止して、保守点検や設備改修等を実施する場合は、「ノンファーム型接続」により接続された発電設備を優先的に抑制いただきます。
 - ⑦ 多くの発電機が同時に接続することにより、事故電流が許容値を超える場合等、系統混雑時でなくとも系統から解列いただきます。
 - ⑧ 上記①～⑦により被る損害および事前周知した方法に基づく系統混雑時の出力制御に伴う貴社の受けた損害につきまして、当社は賠償の責めを負わないものといたします。
 - ⑨ 参加条件に反した場合は、発電量調整供給契約を解除させていただきます。また、契約の解除にあたっては、当社に対して、異議を申し立てないことといたします。
 - ⑩ 「ノンファーム型接続」への参加条件について発電者の承諾を得ていただきます。なお、当社が求める場合は承諾を得ていることを証明する文書をご提出いただきます。
- ※貴社出力制御指示と連動する出力制御ユニットおよび、出力制御対応パワーコンディショナー（PCS）等必要な装置をいう。

14. その他

- （1）別途、工事費負担金に関する契約書を締結させていただく場合もあります。
- （2）本状に記載の無い事項については、託送供給等約款によります。
- （3）本状による供給承諾後、申込内容を変更された場合は、本承諾書の記載の内容により難しい場合があります。
- （4）すでに保証金を申し受けている場合は、工事費負担金から保証金を控除してご請求させていただきます。
- （5）今回の申込により当社供給工事が伴う場合は、天候、用地交渉、停電交渉等によるやむを得ない事情により供給開始予定日に供給ができない場合があります。供給開始予定日に供給できないことが明らかになった場合は、あらためて協議のうえ、供給開始日を決定させていただきます。

以上

2026年4月20日

株式会社丸進工営 御中

東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター

負担金工事内訳(概算)
〔 株式会社丸進工営/株式会社丸進工営東松山第五太陽光発電所 〕

○工事概要
接続検討回答書記載の工事概要によります。

○概算工事金額

総 額	1,764,600 円	(消費税相当額		円)
	架空線工事			円 (消費税等相当額除く)
	通信設備			円 (消費税等相当額除く)
	計量設備工事			円 (消費税等相当額除く)

※項目ごとの工事金額の提示を求める場合は、当社と守秘義務契約を締結していただく必要があります。

以 上

MS25GHZ036265

2026年4月20日

株式会社丸進工営
株式会社丸進工営東松山第五太陽光発電所 様

東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター

系統連系受電サービス料金のご案内

平素より弊社事業につきましてご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
この度お申込みいただきました、発電設備の連系にともない発生する系統連系受電サービス料金について下記のとおりご案内申し上げます。

記

1. 発電地点情報

受電地点特定番号：03-1012-2041-5035-2507-3139
発電者名義：株式会社丸進工営
株式会社丸進工営東松山第五太陽光発電所 様
発電場所：埼玉県東松山市大字大谷字前原1733
同時最大受電電力：249 キロワット

2. 系統連系受電サービス料金に係る内容※

課金対象電力：（発電側）同時最大受電電力キロワット — （需要側）契約電力キロワット
系統設備効率化割引A：A－2
系統設備効率化割引B：なし
割引A対象変電所名：新坂戸
割引B対象変電所名：東松山

※ 2026年4月20日時点のご契約に基づく情報を記載しております。

＜同時最大受電電力が10キロワット未満の場合＞

- 系統連系受電サービス料金のご請求対象外となります。
なお、同時最大受電電力は小数点以下を切り捨てた値を記載しております。
- ただし、最大連系電力等（実際に系統に逆潮流した電力）が10キロワット以上となった場合、系統連系受電サービス料金をご請求させていただく事に加え、契約超過受電電力に系統連系受電サービスの該当基本料金率を乗じてえた金額の1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けることがあります。

＜同時最大受電電力が10キロワット以上の場合＞

- 系統連系受電サービス料金は、原則、発電契約者さまを通じてお支払いいただきます。
ただし、発電契約者さまを通じてお支払をいただけない場合等には、弊社より発電者さまへご請求させていただきます。
- 課金対象電力が0キロワットの場合にも、電力量料金は発生いたします。
- 最大連系電力等（実際に系統に逆潮流した電力）が同時最大受電電力を上回った場合、契約超過受電電力に系統連系受電サービス料金の該当基本料金率を乗じてえた金額の1.5倍に相当する金額を申し受けることがあります。
- FIT・FIP入札制度により2023年度末までに落札した場合、系統連系受電サービス料金のご請求対象外となります。

3. その他

- ・電力需給に関する契約を廃止されたときは、発電者さまならびに発電契約者さまからの申し出がない場合であっても、弊社の託送供給等約款により、発電量調整供給契約および系統連系受電契約を終了させるための処置を行います。
- ・上記に記載のない事項につきましては、弊社の託送供給等約款によるものとします。

以上

14.禁止区域の該当の有無を確認した書類

参考様式

(14) 禁止区域の該当の有無を確認した書類

区域の名称等(別表第1より)	該当の有無	確認日	確認先	備考
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域	☐ 該当有り ☒ 該当無し	R 8.4.27	部署名：埼玉県東松山県土整備事務所 担当者：管理担当 岡村 明美 様 連絡先：0493-22-2333	
建設省砂防課長通達（昭和41年10月14日）により指定された急傾斜地崩壊危険箇所	☐ 該当有り ☒ 該当無し	R 8.3.12	部署名：埼玉県東松山県土整備事務所 担当者：管理担当 森岡 快音 様 連絡先：0493-22-2333	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項の廃棄物が、不法に投棄又は残置されている区域	☐ 該当有り ☒ 該当無し	R 7.5.15	部署名：埼玉県東松山環境管理事務所 担当者：秋葉 様 連絡先：0493-23-4050	
砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地	☐ 該当有り ☒ 該当無し	R 8.3.12	部署名：埼玉県東松山県土整備事務所 担当者：管理担当 森岡 快音 様 連絡先：0493-22-2333	

16.関係法令の許認可を証明する書類

関係法令許認可を証明する書類（東村山市条例）

法令	書類名称	窓口	状況
森林法	伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書	東松山市農政課	○
令和4年8月30日付で「伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書」を東松山市農政課より受領			
土壌汚染対策法	一定規模以上の土地の形質の変更届出書	埼玉県東松山環境管理事務所	○
令和4年7月14日付で「一定規模以上の土地の形質の変更届出書」に埼玉県東松山環境管理事務所より収受印			
埼玉県生活環境保全条例	特定有害物質取扱事業所設置状況等調査報告書	埼玉県東松山環境管理事務所	○
令和4年7月14日付で「特定有害物質取扱事業所設置状況等調査報告書」に埼玉県東松山環境管理事務所より収受印			
建設リサイクル法	届出書	川越建築安全センター	○
令和4年7月1日付で「届出書」に川越建築安全センターより収受印			
絶滅の恐れがある野生動物の種の保存に関する法律	メール等で確認	埼玉県環境部みどり自然課野生生物担当	○
2022年6月29日に埼玉県環境部みどり自然課野生生物担当 志熊さんより「該当なし」の回答をいただく			
埼玉県希少野生動植物の種の保存に関する条例	同上	同上	○
2022年6月29日に埼玉県環境部みどり自然課野生生物担当 志熊さんより「該当なし」の回答をいただく			
鳥獣保護管理法	同上	同上	○
2022年6月29日に埼玉県環境部みどり自然課野生生物担当 志熊さんより「該当なし」の回答をいただく			
自然公園法及び県立自然公園条例	同上	同上	○
2022年6月29日に埼玉県環境部みどり自然課野生生物担当 志熊さんより「該当なし」の回答をいただく			
自然環境保全法及び自然環境保全条例	同上	同上	○
2022年6月29日に埼玉県環境部みどり自然課野生生物担当 志熊さんより「該当なし」の回答をいただく			
都市緑地法	同上	同上	○
2022年6月29日に埼玉県環境部みどり自然課野生生物担当 志熊さんより「該当なし」の回答をいただく			
首都圏近郊緑地保全法	同上	同上	○
2022年6月29日に埼玉県環境部みどり自然課野生生物担当 志熊さんより「該当なし」の回答をいただく			

関係法令許認可を証明する書類（東村山市条例）

法令	書類名称	窓口	状況
ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	同上	同上	○
2022年6月29日に埼玉県環境部みどり自然課野生生物担当 志熊さんより「該当なし」の回答をいただく			
埼玉県オオタカ等保護指針	同上	同上、埼玉県環境科学国際センター生物多様性保全担当	○
2022年4月20日に埼玉県環境部みどり自然課 志熊さん、2022年7月4日に埼玉県環境科学国際センター 安野さんより「該当あり」で「配慮」をするようにとのご指導をいただく			
文化財保護法等	埋蔵文化財の所在及び取扱について	東松山市教育委員会埋蔵文化財センター	○
令和4年6月13日付で「埋蔵文化財の所在及び取扱について（回答）」（2筆分）を東松山市教育委員会より受領。同年6月30日に追加で照会した「4筆」についても同様の回答をいただく			
国土利用計画法	土地売買等届出書	東松山市住宅建築課	○
2022年7月1日付で「土地売買等届出書」に東松山市役所住宅建築課より収受印			
森林法（林地開発）	窓口に確認	寄居林業事務所	○
2025年6月6日に寄居林業事務所の桑原さんより、寄居林業事務所、県庁の森づくり課、共に「林地開発」の許可申請は不要との回答をいただく			
景観法	窓口に確認	東松山市住宅建築課	○
2025年5月12日に東松山市住宅建築課の金子さんより、届出は不要との回答をいただく			
都市計画法	窓口に確認	東松山市住宅建築課	○
2025年8月4日に東松山市住宅建築課の岩山さんより、許可申請は不要との回答をいただく			
建築基準法	窓口に確認	東松山市住宅建築課	○
2025年8月4日に東松山市住宅建築課の岩山さんより、建築確認は不要との回答をいただく			

伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書

令和4年6月30日

有限会社丸進工営 様

様

東松山市長 森 田 光



令和4年5月31日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書について下記の内容を確認したので、通知します。

記

森林の所在場所： 東松山市大字大谷字前原1732番1の一部、1746番、
1733番、1734番1、1734番2、1729番2

伐 採 面 積： 0.99ha

伐 採 方 法： 主伐（皆伐） 伐採率 100（%）

伐 採 の 期 間： 令和4年7月1日～令和5年6月30日

伐 採 樹 種： クヌギ、スギ、その他樹種

伐 採 齢： 20～50年

（留意事項）

- 伐採、搬出にあたっては、土地の保全、水源涵養、環境保全等に配慮し、当該地域及び周辺地域での土砂の流出、崩壊、その他災害が発生しないよう十分留意してください。
- 伐採時の事故防止に努めるとともに、伐採用資機材の搬入・搬出及び伐採木の搬出を行う際の交通安全など、周辺地域の状況に十分配慮してください。
- 伐採後30日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を東松山市農政課へ必ず提出してください。

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

2022年 7月 /~~7~~ 日

(あて先)
埼玉県 東松山 環境管理事務所長

届出者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては、
その代表者の氏名 東京都東村山市秋津町 4-24-33
有限会社 丸進工営
代表取締役 新井 貴

第3条第7項
第4条第1項
土壤汚染対策法 第3条第7項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次の
とおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地		東松山市大字大谷字前原1732番1、1746番、1733番、1734番1、1734番2、1729番2
土地の形質の変更の場所		東松山市大字大谷字前原1732番1の一部、1746番、1733番、1734番1、1734番2、1729番2
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ		面積 約9,892㎡、深さ 約1000mm～1900mm
土地の形質の変更の着手予定日		2022年8月8日 / 火 日
法第3条第1項の ただし書の確認を 受けた土地において 法第3条第7項 の規定による土地 の形質の変更をする 場合	工場又は事業場の 名称	該当なし
	工場又は事業場の 敷地であった土地 の所在地	該当なし
現に有害物質使用 特定施設等が設置 されている工場又は 事業場の敷地に おいて法第4条第 1項の規定による 土地の形質の変更 をする場合	有害物質使用特定 施設が設置されて いる工場又は事業 場の名称	該当なし
	有害物質使用特定 施設の種類の	該当なし
	有害物質使用特定 施設の設置場所	該当なし
	特定有害物質の種 類	該当なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



様式第32号（第66条関係）

特定有害物質取扱事業所設置状況等調査報告書

2022年 7月 / 4 日

（宛先）

埼玉県 東松山 環境管理事務所長

東京都東村山市秋津町 4-24-33

有限会社 丸進工営

代表取締役 新井 貴

（電話番号 042-394-6251）

過去の特定有害物質取扱事業所の設置の状況等を調査したので、埼玉県生活環境保全条例第80条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

土地の改変に係る 事業の名称	有限会社丸進工営 東松山市第3発電所（仮称）、第5 発電所（仮称）
土地の改変の場所	東松山市大字大谷字前原1732番1の一部、1746番、 1733番、1734番1、1734番2、1729番2
敷地面積及び用途地域	約9,892㎡、山林
現在の土地の状況（周辺を 含む。）及び改変の区域	山林
土地の改変の方法	樹木伐採・除去、地ならし、太陽光モジュール金属杭 打ち込み（深さ 約1000mm～1900mm）
土地の所有者	住所 東京都東村山市秋津町四丁目24番地33 氏名 有限会社 丸進工営
調査結果	別紙のとおり。
※備考	

- 備考 1 「土地の所有者」の欄には、土地の所有者と土地の改変を行う者が異なる場合に記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 報告書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。



様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

2022年 7月 /~~7~~ 日

(あて先)
埼玉県 東松山 環境管理事務所長

届出者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては、
その代表者の氏名 東京都東村山市秋津町 4-24-33
有限会社 丸進工営
代表取締役 新井 貴

第3条第7項
第4条第1項
土壤汚染対策法 第3条第7項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次の
とおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	東松山市大字大谷字前原1732番1、1746番、1733番、1734番1、1734番2、1729番2
土地の形質の変更の場所	東松山市大字大谷字前原1732番1の一部、1746番、1733番、1734番1、1734番2、1729番2
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	面積 約9,892㎡、深さ 約1000mm～1900mm
土地の形質の変更の着手予定日	2022年8月8日 / 7 日
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称 該当なし
	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地 該当なし
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称 該当なし
	有害物質使用特定施設の種類の種類 該当なし
	有害物質使用特定施設の設置場所 該当なし
	特定有害物質の種類の種類 該当なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



様式第32号（第66条関係）

特定有害物質取扱事業所設置状況等調査報告書

2022年 7月 / 4 日

（宛先）

埼玉県 東松山 環境管理事務所長

東京都東村山市秋津町 4-24-33

有限会社 丸進工営

代表取締役 新井 貴

（電話番号 042-394-6251）

過去の特定有害物質取扱事業所の設置の状況等を調査したので、埼玉県生活環境保全条例第80条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

土地の改変に係る事業の名称	有限会社丸進工営 東松山市第3発電所（仮称）、第5発電所（仮称）
土地の改変の場所	東松山市大字大谷字前原1732番1の一部、1746番、1733番、1734番1、1734番2、1729番2
敷地面積及び用途地域	約9,892㎡、山林
現在の土地の状況（周辺を含む。）及び改変の区域	山林
土地の改変の方法	樹木伐採・除去、地ならし、太陽光モジュール金属杭打ち込み（深さ 約1000mm～1900mm）
土地の所有者	住所 東京都東村山市秋津町四丁目24番地33 氏名 有限会社 丸進工営
調査結果	別紙のとおり。
※備考	

- 備考 1 「土地の所有者」の欄には、土地の所有者と土地の改変を行う者が異なる場合に記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 報告書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。



地歴調査

①土地の登記事項証明書に記載された事項より

東松山市大字大谷字前原1732番1

日付	地目
昭和50年9月19日	山林
昭和63年6月15日	山林
平成17年2月23日	

東松山市大字大谷字前原1746番

日付	地目
昭和50年9月19日	山林
平成17年2月23日	山林

東松山市大字大谷字前原1733番

日付	地目
昭和50年9月19日	山林
平成17年2月23日	山林

東松山市大字大谷字前原1734番1

日付	地目
昭和50年9月19日	山林
平成17年2月23日	山林

東松山市大字大谷字前原1734番2

日付	地目
昭和50年9月19日	山林
平成17年2月23日	山林

東松山市大字大谷字前原1729番2

日付	地目
昭和50年9月19日	山林
平成17年2月23日	山林

②過去の航空写真より

撮影日	外観
1975年10月6日	山林
1980年10月30日	山林
1986年9月11日	山林
2009年4月23日	山林
2022年	山林

③近隣の方からの聞き取りより

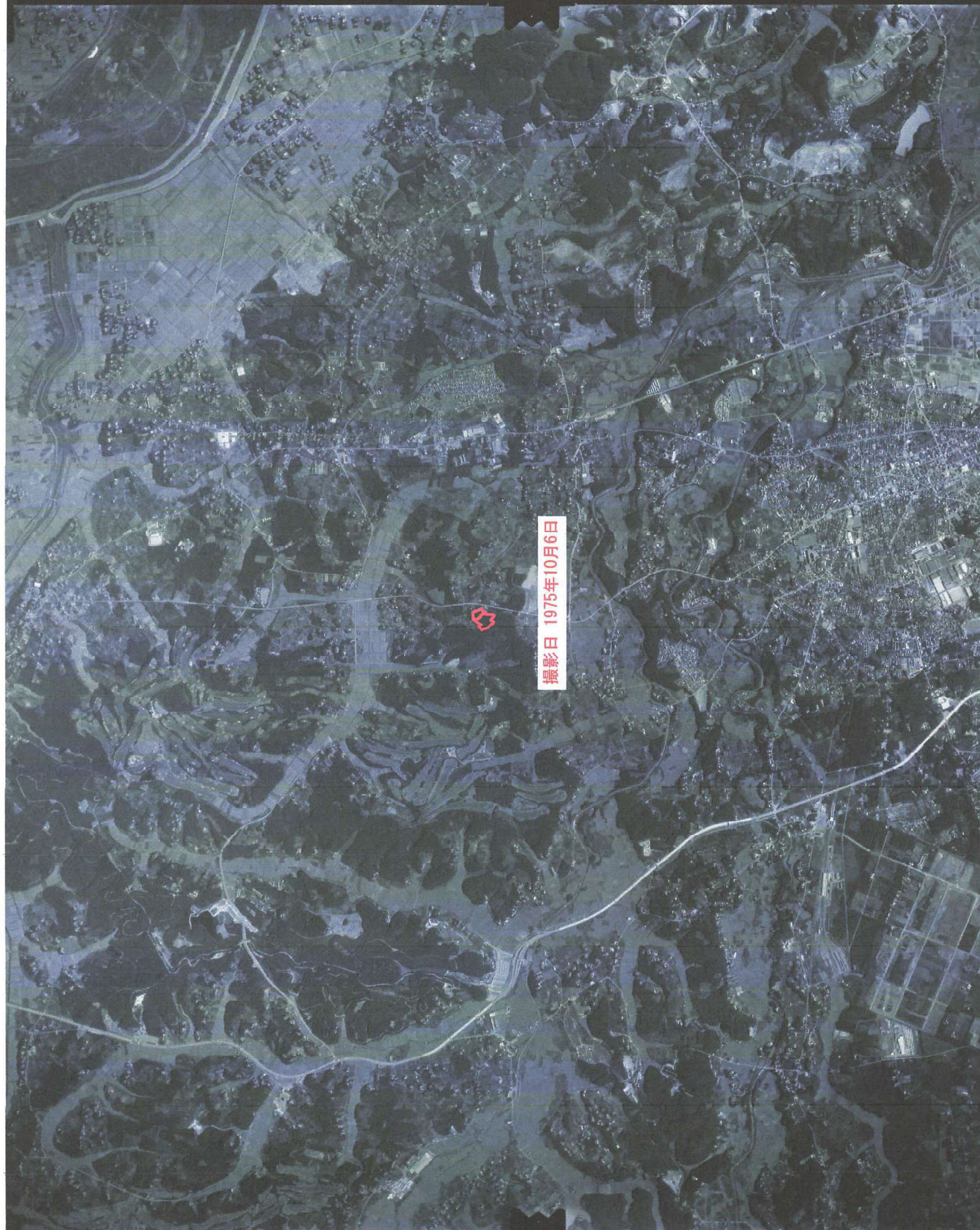
近隣の居住者様、近隣の土地所有者様からの聞き取りでは過去に工場等が建てられていたとか有害物質が廃棄された等の情報はありませんでした。

[illegible]



KT-73-3Y

73-7



撮影日 1975年10月6日



UAgII 3031 152.95

046

撮影日 1980年10月30日

C KT - 80 - 3 C 8A - 18

昭谷地区
高度 600m
UAg II 3031

UAgII 3087 152.90

撮影日 1986年9月11日

CKT-86-2 C 8 - 17

CKT-86-2
測点
N = 1,520 m
S 61.0 J1

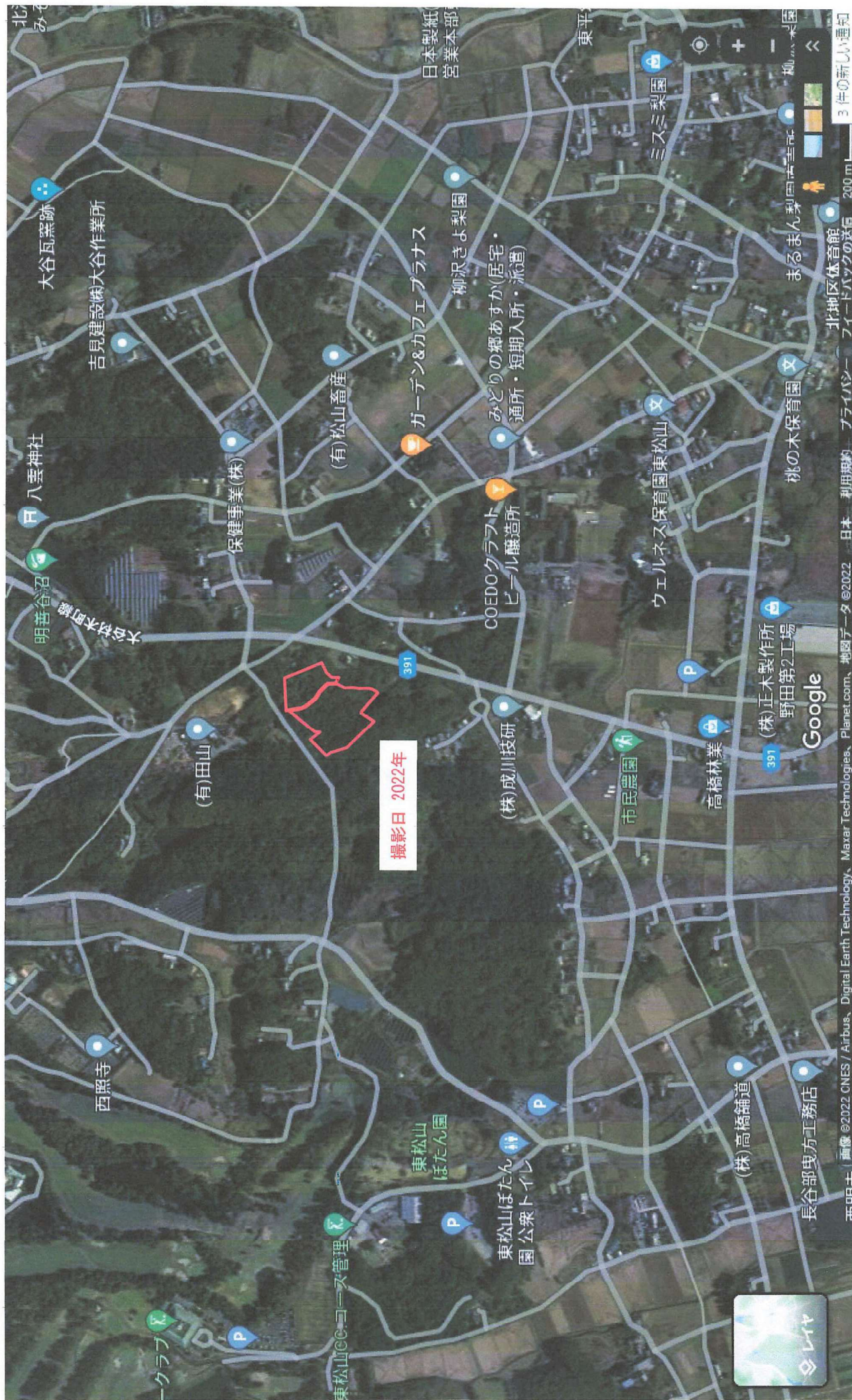
WILD 15/4 UAGA-F
Nr 13183 159.45

撮影日 2009年4月23日

C17-20

CKT-2009-1

CKT-2009-1
鳥谷地区
2009年4月23日
1:500



届 出 書

川越 建築安全センター所長
市町長 様

令和 4 年 7 月 / 日

フリガナ

ユウゲンガイシャマルシンコウエイダイヒョウトリシマリヤクアライタカン

発注者又は自主施工者の氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) 有限会社 丸進工営 代表取締役 新井 貴
(郵便番号 189 - 0001) 電話番号 042 - 394 - 6251住所 東京都東村山市秋津町4-24-33
伝居予定先 (郵便番号 -) 電話番号 -
住所 -

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 工事の概要

- ①工事の名称 有限会社丸進工営東松山第3発電所(仮称)、第5発電所(仮称)
- ②工事の場所 東松山市大字大谷字前原1732番1、1746番、1733番、1734番1、1734番2、1729番2
- ③工事の種類及び規模
- ☐建築物に係る解体工事 用途、階数、工事対象床面積の合計
- ☐建築物に係る新築又は増築の工事 用途、階数、工事対象床面積の合計
- ☐建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの
用途、階数、請負代金 万円
- ☒建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 万円
- ④請負・自主施工の別: ☐請負 ☒自主施工

2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

- フリガナ
- ①氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) 土木、建築、管工事、電気
(郵便番号 -) 電話番号 -
- ②住所
- ③許可番号(登録番号) 建設業の場合
建設業許可 国土交通 ☒大臣 ☐知事 (般 - 30 第22805
主任技術者(監理技術
☐解体工事業の場合
解体工事業登録 知事 号
技術管理者氏

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年、
(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

令和 年 月 日

4. 分別解体等の計画等

- 建築物に係る解体工事については別表1
建築物に係る新築工事等については別表2
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3
により記載すること。

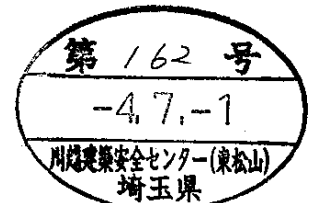
5. 工程の概要

(工事着手予定日) 令和 4 年 8 月 1 日
別紙の通り (工事完了予定日) 令和 4 年 8 月 20 日
(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

(注意)

- 1 ☐欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。
2 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。

※受付番号



2022 年 6 月 29 日

埼玉県 環境部 みどり自然課 野生生物担当 志熊様より、ご回答いただく

対象土地：東松山市大字大谷字前原 1732-1、1746、1733、1734-1、1734-2、1729-2、1729-4

1. 問合せ法令

- ① 絶滅の恐れがある野生動物の種の保存に関する法律における生息地等保護区
- ② 埼玉県希少野生動植物の種の保存に関する条例における保護区
- ③ 鳥獣保護管理法における特別保護地区
- ④ 自然公園法及び県立自然公園条例
- ⑤ 自然環境保全法及び自然環境保全条例
- ⑥ 都市緑地法における近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区
- ⑦ 首都圏近郊緑地保全法における近郊緑地保全区域
- ⑧ ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例における ふるさとの緑の景観地

回答；該当なし

2022 年 4 月 20 日

埼玉県 環境部 みどり自然課 野生生物担当 志熊様より、ご回答いただく

対象土地：東松山市大字大谷字前原 1732-1、1733、1734-1、1734-2、1729-2、1729-4

1. 埼玉県オオタカ等保護指針

回答：該当あり

「推定高利用域内（オオタカ営巣地から半径 1500m 内）」の範囲内にあるため、開発行為に対しては以下の配慮をお願いしております。（法的拘束力・届出の定めはありません）

- ア 非繁殖期（9 月～12 月）の工事の実施
- イ 採餌場所の消失、分断化等に注意
- ウ 低騒音の機器の使用

2022 年 7 月 4 日

埼玉県環境科学国際センター 研究企画室 生物多様性保全担当 安野様より、ご回答いただく

対象土地：東松山市大字大谷字前原 1746

2. 埼玉県オオタカ等保護指針

回答：該当

当該地は推定高利用域内（オオタカ営巣地から半径 1500m 内）」の範囲内にあるため、開発行為に対しては以下の配慮をお願いしております。（法的拘束力・届出の定めはありません）

- ア 非繁殖期（9 月～12 月）の工事の実施
- イ 採餌場所の消失、分断化等に注意
- ウ 低騒音の機器の使用

東松教生発第 0613012 号

令和 4 年 6 月 13 日

新座市菅沢 1-10-18

有限会社丸進工営

代表取締役 新井貴 様

東松山市教育委員会

教育長 吉澤 勲

(公印省略)

埋蔵文化財の所在及び取扱について (回答)

令和 4 年 6 月 1 日付けで、照会のありました標記の件につきましては、下記のとおり回答いたします。

記

照会地は山林地であるため、埋蔵文化財の未調査地域となっています。現地踏査をした結果、当該地に埋蔵文化財が存在している可能性は極めて低いと考えられます。そのため、事前の調査は実施しません。

ただし、工事等により埋蔵文化財が発見された場合には、工事を中止し、その取扱について市教育委員会生涯学習課埋蔵文化財センターと協議願います。

照会地：東松山市大字大谷 1732-1、1746 3,271 m² 山林

2022.06.29.

下記の土地についても、「埋蔵文化財の所在及び取扱について（照会）」を東松山市教育委員会埋蔵文化財センターに依頼する。

対象土地：東松山市大字大谷字前原 1733、1734-1、1734-2、1729-2

2022.06.30.

埋蔵文化財センター 近江様より TEL にて下記の回答をいただく

「前回、照会した 2 筆の場所と隣接しているので、今回の 4 筆分は前回の照会文書に追加で記載しておきます。

照会書類の提出は不要です。

今回も調査は実施しません。

工事中に遺跡等が出てきた場合は工事を止めて埋蔵文化財センターに連絡をしてください。」

土地売買等届出書

(西暦) 2022 年 7 月 / 日

(あて先)

埼玉県知事

国土利用計画法第23条第1項の規定に基づき、土地に関する所有権（地上権・賃借権・その他）の移転（設定）をする契約の締結について、下記のとおり届出ます。

1 当事者

譲受人（届出者）		業種	譲渡人（契約の相手方）	
住所 〒 189 - 0001		☐ 不動産業 ☒ 建設業 ☐ 金融保険業 ☐ 製造業 ☐ 商業 ☐ 運輸業 ☐ その他	住所 〒	
東村山市秋津町4丁目24番33号				
氏名（法人の場合は法人名）			氏名（法人の場合は法人名）	
有限会社 丸進工営				
代表者（法人の場合のみ）			代表者（法人の場合のみ）	
代表取締役 新井 貴				
電話	048 - 481 - 4016			
担当者名				

2 土地に関する事項

契約年月日（西暦）	市町村名		東松山市	権利の種類
2022 年 3 月 28 日	町又は字及び地番	①	大字大谷字前原1733番	☒ 所有権売買 ☐ 借地権売買 ☐ 底地権売買 ☐ 交換 ☐ 代物弁済 ☐ 譲渡担保 ☐ 売買予約 ☐ 定期借地権 ☐ 信託受益権 ☐ 共有持分一部移転 ☐ その他
契約面積		②		
1168 m ²		③		
契約金額		④		
円		⑤		
現況地目*1	上記以外の筆数：外 0 筆			
コード番号	山林			
5				

3 利用目的

利用目的に係る土地の面積	利用現況*2	利用目的*3	細区分*4
10483 m ²	コード番号 山林	コード番号 120 その他	コード番号 120 その他（太陽光発電施設含む）
###		※細区分*4で「その他（〇〇）」を選択した場合に記入 太陽光発電施設	

4 許認可等の状況

☒ 調整中
☐ 調整済（調整不要）
☐ 調整予定

5 土地に存する工作物に関する事項 ※工作物について権利の移転又は設定がある場合に記入

種類*5	築年月日（西暦）	工作物に関する権利の移転等
	年 月 日	☐ 土地の権利と併せて所有権移転 ☐ 土地の権利と併せて賃借権移転 ☐ 土地の権利と併せて信託受益権移転 ☐ その他（ ）
延べ床面積	契約金額	
m ²	円	

6 その他参考となるべき事項

※市町村欄					※市町村欄		※県欄	
用途地域 ※市街化区域の場合のみ記入					受付第040025号 - 4. 7. - 1 東松山市役所 住宅建築課			
最寄りの標・基準地番号								
記入例：（標）さいたま5-1								
上記の標・基準地番号の価格（m ² 当たり）及び評価年								
記入例：340,000円/m ² （R1年）								
円/m ² （ 年）								
※市町村欄	用途的地域	変動率	経過月数	一団コード	受付番号	040025	受付番号	
※県欄					受理日（西暦）2022 年 7 月 / 日		受理日（西暦）	年 月 日

土地売買等届出書

(西暦) 2022 年 7 月 / 日

(あて先)

埼玉県知事

国土利用計画法第23条第1項の規定に基づき、土地に関する所有権（地上権・賃借権・その他）の移転（設定）をする契約の締結について、下記のとおり届出ます。

1 当事者

譲受人（届出者）		譲渡人（契約の相手方）	
住所 〒 189 - 0001	業 種	住所 〒	
東村山市秋津町4丁目24番33号	☐ 不動産業		
氏名（法人の場合は法人名）	☒ 建設業	氏名（法人の場合は法人名）	
有限会社 丸進工営	☐ 金融保険業		
代表者（法人の場合のみ）	☐ 製造業	代表者（法人の場合のみ）	
代表取締役 新井 貴	☐ 商業		
電 話 048 - 481 - 4016	☐ 運輸業		
担当者名	☐ その他		

2 土地に関する事項

契約年月日（西暦）	市町村名	東松山市	権利の種類
2022 年 4 月 6 日	① 大字大谷字前原1734番1		☒ 所有権売買
契約面積	② 大字大谷字前原1734番2		☐ 借地権売買
6044 m ²	③ 大字大谷字前原1729番2		☐ 底地権売買
契約金額	④ 大字大谷字前原1729番4		☐ 交換
円	⑤		☐ 代物弁済
現況地目*1			☐ 譲渡担保
コード番号 5 山林			☐ 売買予約
	上記以外の筆数：外 0 筆		☐ 定期借地権
			☐ 信託受益権
			☐ 共有持分一部移転
			☐ その他

3 利用目的

利用目的に係る土地の面積	利用現況*2	利用目的*3	細区分*4
10483 m ²	コード番号 山林	コード番号 120 その他	コード番号 120 その他（太陽光発電施設含む）
	###	※細区分*4で「その他（〇〇）」を選択した場合に記入 太陽光発電施設	

4 許認可等の状況

☒ 調整中
☐ 調整済（調整不要）
☐ 調整予定

5 土地に存する工作物に関する事項 ※工作物について権利の移転又は設定がある場合に記入

種類*5	築年月日（西暦）	工作物に関する権利の移転等
	年 月 日	☐ 土地の権利と併せて所有権移転
延べ床面積	契約金額	☐ 土地の権利と併せて賃借権移転
m ²	円	☐ 土地の権利と併せて信託受益権移転
		☐ その他（ ）

6 その他参考となるべき事項

--

※市町村欄	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 非線引き区域 ☐ 都市計画区域外 用途地域 ※市街化区域の場合のみ記入			
	最寄りの標・基準地番号			
	記入例：（標）さいたま5-1			
	上記の標・基準地番号の価格（m ² 当たり）及び評価年			
	記入例：340,000円/m ² （R1年）			
※県欄	用途的地域	変動率	経過月数	一団コード

※市町村欄		※県欄	
受付第040026号 -4.7.-1 東松山市役所 住宅建築課			
受付番号	040026	受付番号	
受理日（西暦）	2022年7月 日	受理日（西暦）	年 月 日

森林法（林地開発）

2025.06.02.（月）

寄居林業事務所 担当：桑原さんに確認

- ① 令和4年度（令和5年度の法改正前）に今回、太陽光発電施設を計画している土地の「伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書」を東松山市農政課に提出し、令和4年度中に伐採を完了しているので、今回は「寄居林業事務所」の許可を受ける必要がないとの事です。

2025.06.06.

寄居林業事務所 担当：桑原さんに確認

- ① 県庁の森づくり課でも確認した所、林地開発許可は不要との事。

景観法

2025. 05. 12.

住宅建築課 金子さん対応

「景観法」

- ①ホームページ上ではGLより上の高さが10m以上が届出必要となっているが、
電柱の場合はGLより15m超えのものが対象で、それ以下のものは届け出不要との事。

関係法令許認可を証明する書類（東村山市条例）

法令	書類名称	窓口	状況
森林法	伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書	東松山市農政課	○
令和4年8月30日付で「伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書」を東松山市農政課より受領			
土壌汚染対策法	一定規模以上の土地の形質の変更届出書	埼玉県東松山環境管理事務所	○
令和4年7月14日付で「一定規模以上の土地の形質の変更届出書」に埼玉県東松山環境管理事務所より収受印			
埼玉県生活環境保全条例	特定有害物質取扱事業所設置状況等調査報告書	埼玉県東松山環境管理事務所	○
令和4年7月14日付で「特定有害物質取扱事務所設置状況等調査報告書」に埼玉県東松山環境管理事務所より収受印			
建設リサイクル法	届出書	川越建築安全センター	○
令和4年7月1日付で「届出書」に川越建築安全センターより収受印			
絶滅の恐れがある野生動物の種の保存に関する法律	メール等で確認	埼玉県環境部みどり自然課野生生物担当	○
2022年6月29日に埼玉県環境部みどり自然課野生生物担当 志熊さんより「該当なし」の回答をいただく			
埼玉県希少野生動植物の種の保存に関する条例	同上	同上	○
2022年6月29日に埼玉県環境部みどり自然課野生生物担当 志熊さんより「該当なし」の回答をいただく			
鳥獣保護管理法	同上	同上	○
2022年6月29日に埼玉県環境部みどり自然課野生生物担当 志熊さんより「該当なし」の回答をいただく			
自然公園法及び県立自然公園条例	同上	同上	○
2022年6月29日に埼玉県環境部みどり自然課野生生物担当 志熊さんより「該当なし」の回答をいただく			
自然環境保全法及び自然環境保全条例	同上	同上	○
2022年6月29日に埼玉県環境部みどり自然課野生生物担当 志熊さんより「該当なし」の回答をいただく			
都市緑地法	同上	同上	○
2022年6月29日に埼玉県環境部みどり自然課野生生物担当 志熊さんより「該当なし」の回答をいただく			
首都圏近郊緑地保全法	同上	同上	○
2022年6月29日に埼玉県環境部みどり自然課野生生物担当 志熊さんより「該当なし」の回答をいただく			

関係法令許認可を証明する書類（東村山市条例）

法令	書類名称	窓口	状況
ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	同上	同上	○
2022年6月29日に埼玉県環境部みどり自然課野生生物担当 志熊さんより「該当なし」の回答をいただく			
埼玉県オオタカ等保護指針	同上	同上、埼玉県環境科学国際センター生物多様性保全担当	○
2022年4月20日に埼玉県環境部みどり自然課 志熊さん、2022年7月4日に埼玉県環境科学国際センター 安野さんより「該当あり」で「配慮」をするようにとのご指導をいただく			
文化財保護法等	埋蔵文化財の所在及び取扱について	東松山市教育委員会埋蔵文化財センター	○
令和4年6月13日付で「埋蔵文化財の所在及び取扱について（回答）」（2筆分）を東松山市教育委員会より受領。同年6月30日に追加で照会した「4筆」についても同様の回答をいただく			
国土利用計画法	土地売買等届出書	東松山市住宅建築課	○
2022年7月1日付で「土地売買等届出書」に東松山市役所住宅建築課より収受印			
森林法（林地開発）	窓口に確認	寄居林業事務所	○
2025年6月6日に寄居林業事務所の桑原さんより、寄居林業事務所、県庁の森づくり課、共に「林地開発」の許可申請は不要との回答をいただく			
景観法	窓口に確認	東松山市住宅建築課	○
2025年5月12日に東松山市住宅建築課の金子さんより、届出は不要との回答をいただく			
都市計画法	窓口に確認	東松山市住宅建築課	○
2025年8月4日に東松山市住宅建築課の岩山さんより、許可申請は不要との回答をいただく			
建築基準法	窓口に確認	東松山市住宅建築課	○
2025年8月4日に東松山市住宅建築課の岩山さんより、建築確認は不要との回答をいただく			